

令和4年版

環境に関する年次報告書

(令和3年度実績)



(令和3年度 地球温暖化対策講座)

長岡市

はじめに

近年、地球温暖化による気候変動が要因と考えられている台風の大型化や記録的豪雨の頻発などへの対応が課題となっております。2021年は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）により、気候変動対策が掲げられ、世界はカーボンニュートラルに向けて大きく前進した年となりました。今後、世界各国が協働した気候変動や生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、資源循環等の取り組みが加速してまいります。

私たちは、地球規模の視点に立ちながら、持続可能な社会を実現するため、自然環境の保全や地球温暖化対策、脱炭素化、循環型社会・自然共生社会の構築など、環境問題に対する取り組みをこれまで以上に推進していく必要があるとともに、一人ひとりが実践するライフスタイルの変革から新たな循環共生型の社会を構築しなくてはなりません。

本市では、より良い環境を築くため、「良好な環境の将来世代への継承」を基本理念として、第4次長岡市環境基本計画を平成30年8月に策定しました。令和4年度は本計画の中間見直しの年であり、今後も様々な施策に取り組んでまいります。

この「環境に関する年次報告書」は、長岡市環境基本条例に基づき、長岡市の環境の現状や、令和3年度に実施した環境に関する施策などについて取りまとめ、公表するものです。

この報告書が、市民の皆様から長岡市の環境について理解を深めていただき、日々の取り組みにつなげていただく一助となることを願っております。

令和4年11月

目 次

第1章 長岡市環境基本計画について	1
1 環境基本計画の概要	1
2 計画の進行管理	1
3 市と持続可能な開発目標（SDGs）	1
4 施策の体系図	2
第2章 環境基本計画に基づき実施した施策の概要	3
第1節 低炭素・資源循環型のまち	3
施策の方向1 地球温暖化対策の推進	3
【評価指標の達成状況】	3
施策① 地球温暖化緩和策の推進	4
施策② 地球温暖化適応策の推進	6
施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進	7
【評価指標の達成状況】	7
施策① 3Rの推進	8
施策② 省資源対策の推進	12
第2節 人と自然が共生するまち	13
施策の方向3 自然環境の保全と活用	13
【評価指標の達成状況】	13
施策① 森林等自然の保全	13
施策② 農地、田園・里山の保全と活用	15
施策③ 自然とのふれあいの推進	17
施策の方向4 生物多様性の保全・管理	19
【評価指標の達成状況】	19
施策① 野生鳥獣の適切な管理	19
施策② 貴重な生物の保全	20
第3節 環境汚染のない安全なまち	22
施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止	22
【評価指標の達成状況】	22
【大気環境の現状】	22
施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進	25
施策② 悪臭の発生抑制の推進	28
施策の方向6 水質汚濁の防止	29
【評価指標の達成状況】	29
施策① 生活排水・事業場排水対策の推進	29
施策② 河川の水質浄化対策の推進	30
施策③ 水質監視体制の充実	30

施策の方向7 土壤環境の保全	32
【評価指標の達成状況】	32
施策① 土壤・地下水汚染状況の把握	32
施策② 地下水保全対策の推進	33
施策の方向8 静けさの保持	36
【評価指標の達成状況】	36
施策① 工場等の騒音・振動対策	36
施策② 近隣騒音対策	37
施策③ 交通騒音対策	37
施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止	41
【評価指標の達成状況】	41
施策① 化学物質に係る情報の提供	41
施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査	41
施策の方向10 廃棄物の適正処理	43
【評価指標の達成状況】	43
施策① 一般廃棄物対策	44
施策② 産業廃棄物対策	45
施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策	46
第4節 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち	48
施策の方向11 快適で魅力的なまちの創造	48
【評価指標の達成状況】	48
施策① 都市緑化の推進	48
施策② 水辺空間の整備	49
施策③ 景観まちづくりの推進	49
施策の方向12 環境に配慮した土地利用と開発の推進	51
【評価指標の達成状況】	51
施策① 適正な土地利用	51
施策② 自然環境と調和する開発	52
第5節 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり	54
施策の方向13 人づくりの推進	54
【評価指標の達成状況】	54
施策① 啓発事業の推進	54
施策② 環境教育の推進	56
施策③ 環境情報の収集と提供	58
施策の方向14 市民、事業者、NPO等の参画と協働	59
【評価指標の達成状況】	59
施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進	59
(参考資料1)	62
(参考資料2)	65

第1章 長岡市環境基本計画について

1 環境基本計画の概要

市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成8年2月に「長岡市環境基本計画」（目標期間：平成8年度から17年度まで）を策定しました。

社会情勢の変化を考慮してこれまでに計画の見直しを3度行い、現在は、「第4次長岡市環境基本計画（平成30年3月策定）」に沿って、様々な施策を推進しています。

2 計画の進行管理

「長岡市環境基本計画」に掲げた施策の推進にあたり、市では以下の方法で計画の進行管理を行っています。

(1) 審議会等による進行管理

ア 長岡市環境審議会の開催

市民、事業者、学識経験者等で構成される本審議会において、「長岡市環境基本計画」の改定や「環境に関する年次報告書」などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

イ 庁内連絡会議の開催

市の内部組織である本会議において、「長岡市環境基本計画」等に係る計画の進行管理について全庁的な総合調整を行います。

(2) 年次報告書の公表

「長岡市環境基本条例」に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」を毎年作成し、公表しています。

なお、本報告書は令和3年度の実施状況についてまとめたものです。

3 市と持続可能な開発目標（SDGs）

市では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念にSDGsの視点を踏まえた環境に関する各施策を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

持続可能な開発目標（SDGs）

17のゴールと各ゴールごとに設定された169のターゲットから構成され、気候変動、生物多様性等環境と大きな関わりのある項目のほかに、持続可能な消費と生産、教育、雇用等の環境とは関係のなさそうな分野についてもゴールが掲げられています。

これは、SDGsは環境が全ての根幹にあるという考え方の下、相互に関係する複数の目標を総合的に解決することにより、持続可能な社会の実現を目指しています。



出典：国連広報センターホームページ

4 施策の体系図



第2章 環境基本計画に基づき実施した施策の概要

第1節 低炭素・資源循環型のまち

施策の方向1 地球温暖化対策の推進



地球規模で問題となっている地球温暖化について、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

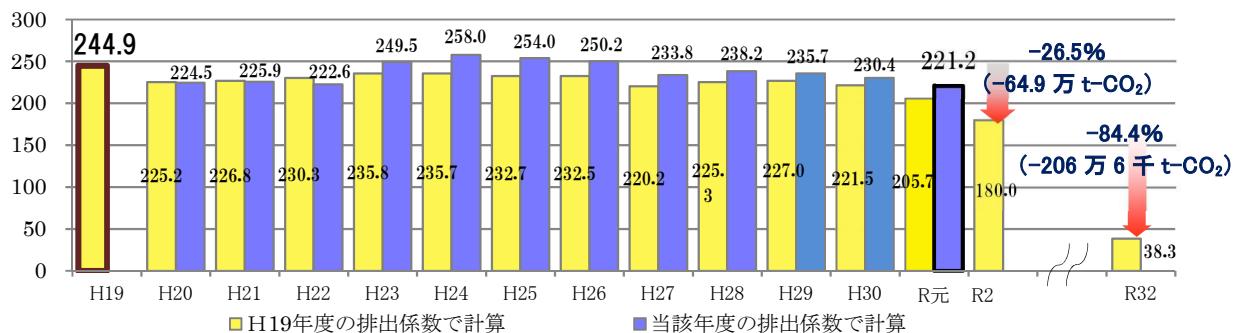
【(達成状況) 達成○、基準年度比: 維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (目標年度)	達成 状況
長岡市域における 温室効果ガス排出量	2,449,000t-CO ₂ (平成19年度)	2,212,000t-CO ₂ (令和元年度※)	中期目標(令和2年度) 1,800,000t-CO ₂ 長期目標(令和32年度) 383,000 t-CO ₂	△ (表1)
市役所(事務事業)における 温室効果ガス排出量	79,826t-CO ₂ (平成29年度)	65,452t-CO ₂ (令和3年度)	77,032t-CO ₂ (令和4年度)	○ (表2)

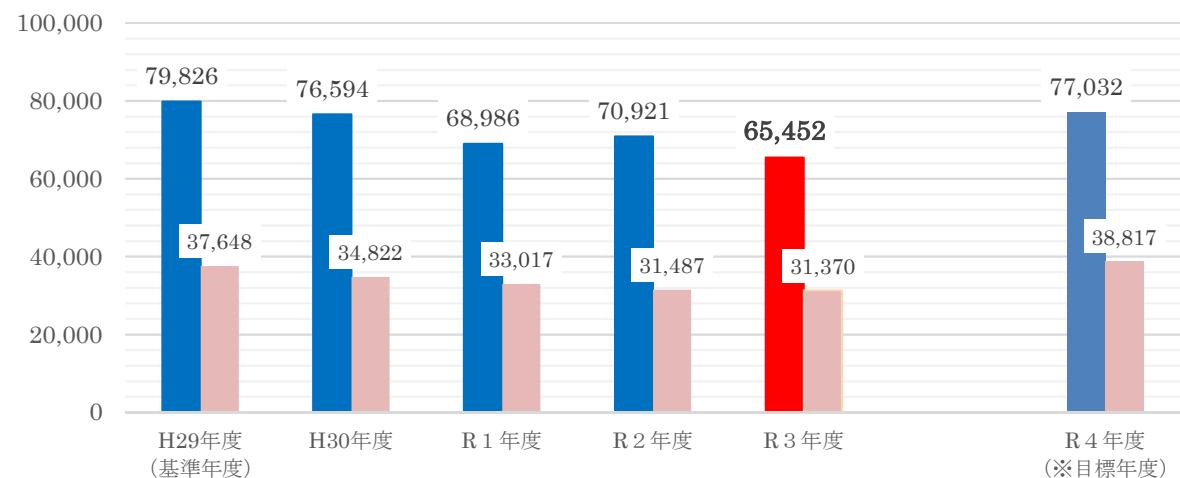
※国等の統計数値を用いて算出するため、最新値は令和元年度となる。

【評価指標の達成状況の推移】

(表1) 長岡市域における温室効果ガス排出量(区域施策編)



(表2) 市役所における温室効果ガス排出量(事務事業編)



※平成31年3月策定「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」目標値

施策① 地球温暖化緩和策の推進

(1) 長岡市地球温暖化対策実行計画の推進

ア 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成23年3月に「長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市内の事業所や家庭などすべての分野での地球温暖化対策の取り組みを進めています。

令和元年度における市域全体の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で2,212,000tで、基準年度（平成19年度）に比べて9.7%（237,000t）減少しました。

これは、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大といった、脱炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量が減少しているとともに、省エネの取組や製造業における生産量の減少によりエネルギー消費量が減少しているためと考えられます。

なお、基準年度（平成19年度）と同じ温室効果ガス排出係数を用いた場合は、2,057,000tとなります。

イ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の「事務事業」について、温室効果ガスの削減等を目的に平成31年3月に「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和3年度の市の「事務事業」から排出された温室効果ガスは、二酸化炭素換算で65,452tで、基準年度（平成29年度）に比べて18.1%の削減となり、本計画の目標（基準年度比-3.5%）を上回りました。これは、火力発電の減少や再生可能エネルギーの導入拡大により電気使用に係るCO₂の排出係数が減少していることに加え、レジ袋の有料化等に伴い、廃プラスチックの焼却量が減少したことが要因です。

(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー等の推進

ア 脱炭素、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品開発補助

産業用電力の脱炭素化や、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品開発に取り組む企業に対して経費の一部を補助しました。

令和3年度エネルギー創出・グリーン成長支援事業補助金件数及び金額

項目	件数	補助金額（円）
再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品開発	3	5,830,000
産業用電力の脱炭素化	1	2,000,000

※ 年次報告書で示すアイコンについて



評価指標に関連する項目



地球温暖化防止のために1人1人が取り組める項目



環境に優しいエコカーの導入に関する項目



環境に優しいグリーンカーテンの育成に関する項目

イ コージェネレーションシステムの導入促進

アオーレ長岡に導入したコージェネレーションシステムでは、長岡産の天然ガスを活用して、施設で使う電力の一部を自家発電し、その時に生じた熱を冷暖房や融雪などに有効活用しています。

また、アオーレ長岡の西棟1階のホワイエに、アオーレ長岡に関する省CO₂情報をタッチパネルで検索できる機器I DO（戸型情報テーブル）を設置しています。I DOでは、天然ガスや太陽光パネルでの発電状況、雨水の利用状況、二酸化炭素の削減量など、これまでの成果とリアルタイムの情報を映像・グラフで見ることができます。

ウ 間伐材などの木質バイオマス利用

中越よつば森林組合が市外の民間木質ペレット製造工場へ木質ペレットの原料として間伐材等を搬入しています。令和3年度は、間伐・除伐によるC材（林地残材）1,795m³が搬出され、木質ペレットとして利用されました。

（3）移動に伴う温室効果ガスの排出抑制

ア ノーマイカーデーの実施



市内15団体と市で構成する「ながおかノーマイカーデー推進協議会」では、公共交通の利用促進とこれに伴う温室効果ガスの削減等を目的に、例年、市内一斉ノーマイカーデー（2019ながおかノーマイカーデー）を実施していましたが、令和3年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、中止としました。また、令和3年度をもって「ながおかノーマイカーデー推進協議会」を解散しました。

イ アイドリングストップ実施の促進

市有施設におけるアイドリングストップ啓発のぼり旗の設置や、アオーレ長岡大型ビジョン及び市ホームページでの啓発活動を実施し、不要なアイドリングの防止啓発に努めました。

ウ 公用車への低公害車の普及促進



市では、「長岡市次世代自動車導入基準」を策定し、公用車については、低公害車等を導入することとしています。

（4）ヒートアイランド現象の緩和

ア 透水性舗装の推進

雨水の地下へのかん養を図り、ヒートアイランド現象を緩和させるため、歩道等の透水性舗装（※）を実施しています。令和3年度は長岡地域において蓮潟町ほか3か所で、延長1,007mにわたって透水性舗装を行いました。

※ 透水性舗装…舗装体を通し雨水を直接路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装。

令和3年度末における透水性舗装の整備延長（市道分） 45,891m

(5) 健全な森林の育成

ア 森林の保全・整備

森林のもつ水源かん養機能の維持増進のため、令和3年度は31.54haの人工造林事業及び下刈り等保育事業に対して補助しました。

イ 八方台休暇センター跡地の緑化

環境保全、自然と共生するまちづくりを目指し、八方台休暇センター跡地の自然復元のために、育樹・植樹の取り組みに対し、苗代購入の補助を行っています。

令和3年度は、植樹育樹活動に約100名が参加し、2017.4平米の土地にブナやオオヤマザクラ等85本を補植しました。

施策② 地球温暖化適応策の推進

地球温暖化により異常気象が発生しやすくなっているため、災害発生時に市民が命を守る行動をとれるよう、洪水や土砂災害などのハザードマップや防災タイムラインなどの普及啓発により、緊急時の避難行動に繋げる対策を実施しました。

熱中症への対策としては、警戒アラートが発表された場合、市のホームページや公式LINEなど、各種媒体を通じて緊急情報や注意事項などを速やかに発信するようにしました。

施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進

関連する
SDG's の目標



循環型社会の形成に向けて、ごみの3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に関する施策を進めます。

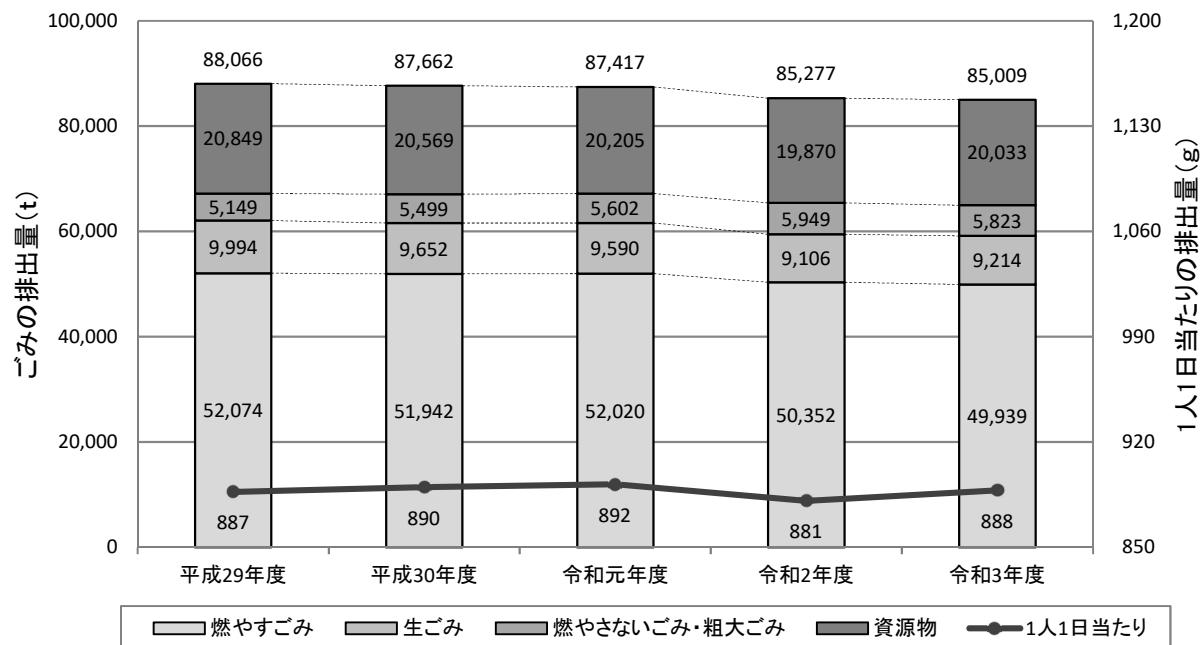
【評価指標の達成状況】

【（達成状況）達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

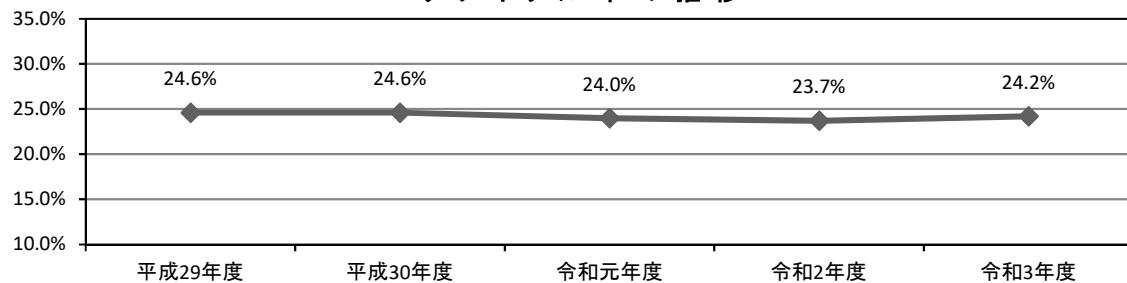
項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成 状況
市全体のごみ排出量	88,400t/年	85,009t/年	79,300t/年	△ (表1)
市民1人1日当たりの ごみ排出量	884g/人・日	888g/人・日	867g/人・日	△ (表1)
一般廃棄物における リサイクル率	24.7%	24.2%	27.5%	▼ (表2)
市のグリーン購入達成率	76%	65.9%	100%	▼ (表3)

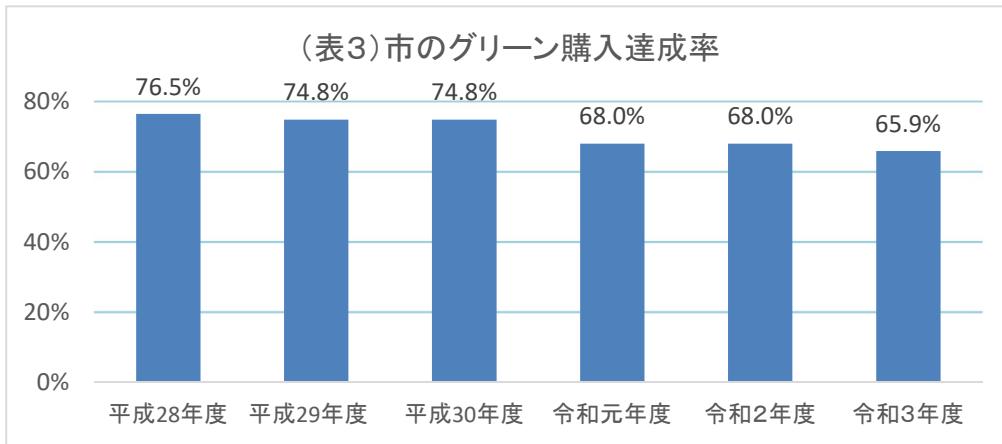
【評価指標の達成状況の推移】

（表1）ごみの総排出量



リサイクル率の推移





施策① 3Rの推進

(1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進

平成16年10月から「ながおかのごみ改革」に着手し、家庭系ごみの一部有料化、資源物の分別収集や集団回収、拠点回収等の資源化を実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。平成25年3月に策定した長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では『環境にやさしい循環型社会の実現』を基本理念として、市民・事業者・行政の役割を明確にしながら、3Rの推進や適正な処理・処分を推進してきました。平成30年3月、新たに「長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成30年度からの10年間）」を策定し、更なるごみの減量や資源化に加え、天然資源の消費を抑え、次世代につなげる循環型のまちづくりを進めます。

令和3年度の長岡市のごみと資源物の排出量は、令和2年度と比べ、268t少ない85,009tでした。また、市民一人一日当たりの排出量は881gから888gとなり、7g増加しました。

令和3年度のリサイクル率（ごみの総量に占める資源物（集団回収分等を含む）の割合）は、古着の輸出先である東南アジアが受入れを再開したため、リサイクルが可能となり資源物回収量が増加したことから、令和2年度と比べ0.5%高い24.2%でした。

(2) 廃棄物の排出抑制に向けた啓発の推進

ア ごみ情報誌等による3Rの意識啓発

年に2回、ごみ情報誌を発行し、ごみ処理の現状をお知らせするとともに、生ごみ分別や資源物の拠点回収に関する記事を掲載して、3Rの意識啓発を図りました。

イ 給食残さ及びごみの減量の啓発

児童生徒が寿クリーンセンターなどの見学や給食残量の調査、ごみの分別作業などを通じて、ごみの減量やリサイクルの大切さについて学習しました。

(3) 食品ロスの発生防止に向けた啓発の推進

市政により、ごみ情報誌等へ関連記事の掲載やアオーレ長岡の大型ビジョンでの動画放映など、食品ロス削減に向けて広く啓発を行いました。

市内小・中学校では、給食によりを通じて、児童・生徒及び保護者に食品ロスの意識啓発を行いました。

(4) 一般廃棄物の資源化を推進するための適正な分別収集の推進

ア 全市域統一の分別収集体制

資源物のリサイクルの推進を図るため、全市域のごみの分け方と出し方を統一するとともに、資源物の分別拡大に伴う収集体制を整備しました。

イ 古紙類、びん・缶・ペットボトルなどの資源化の徹底

市では、平成13年度から古紙類の資源物分別収集を行っています。

また、市庁舎では、庁舎内から発生する紙類を、通常の紙のほか、古紙類として、新聞紙・雑誌・段ボール及び個人情報等の機密文書扱いとする使用済み紙に分別し回収しています。

長岡市域における古紙類収集量の推移 (t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞	1,440	1,391	1,250	1,401	1,470
雑誌・チラシ	3,627	3,469	3,270	3,242	3,218
段ボール	1,112	1,118	1,143	1,344	1,429
合計	6,179	5,978	5,663	5,987	6,117

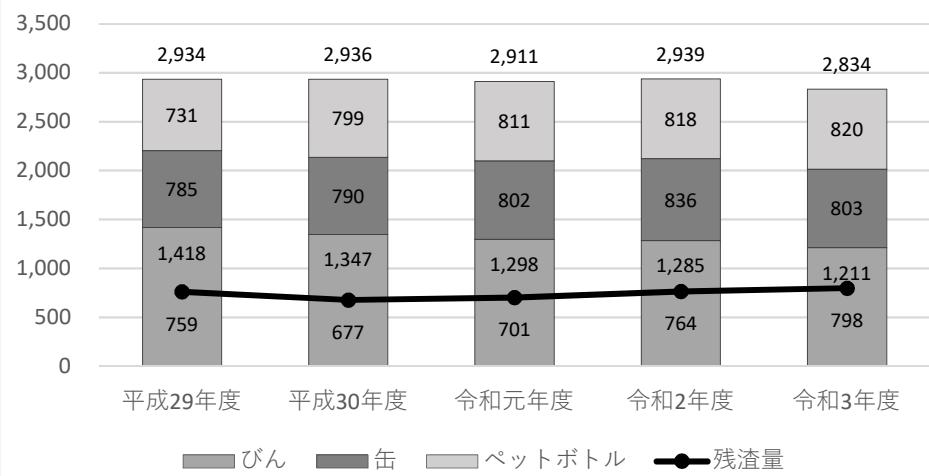
アオーレ長岡における古紙の回収実績 (t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新聞・雑誌 段ボール	11.4	7.7	7.4	7.1	8.5
その他紙	43.1	35.5	37.2	37.0	37.7
合計	54.5	43.2	44.6	44.1	46.2

また、びん・缶・ペットボトルを収集し、リサイクルプラザで資源化しています。(川口地域分は小千谷市クリーンスポット大原で資源化しています。)

令和3年度は3,632tを収集しましたが、リサイクルのできない燃やさないごみが収集量全体の22%混入していたため、びん・缶・ペットボトルの資源化量は、2,834tでした。

びん・缶・ペットボトルの資源化量及び残渣量 (t)



ウ 資源回収方法の拡大

市では、ごみステーション回収のほか、資源物や廃食用油の回収拠点を市内 8 か所に設けています。回収拠点のない山古志・小国・与板・川口地域では、年 1 ~ 5 回サテライト会場を設けました。

また、廃食用油については、上記のほか市有施設 20 か所で回収しています。



資源物の拠点回収

エ ペットボトル以外のその他のプラスチック処理施設の整備

平成 16 年 10 月にプラスチック容器包装材の処理施設が雲出工業団地内に完成し、令和 3 年度には 3,346 t のプラスチック容器包装材を資源化しました。（川口地域分は、「小千谷市クリーンスポット大原」で 70 t を資源化しました。）

オ 粗大ごみの戸別収集

市では、平成 15 年 12 月に「長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正しました。これに伴い、平成 16 年 10 月 1 日から家庭ごみの一部を有料化し、粗大ごみの戸別収集等を実施しています。令和 3 年度は約 1,382 t の粗大ごみを回収しました。

(5) 燃やすごみの削減

ア 生ごみバイオガス化事業の推進

従来の焼却・埋立といった処理方式をバイオ処理（資源化）に転換し、燃やすごみの削減を目的に、生ごみからバイオガス（メタンガス）を発生させ、有効利用を図る生ごみバイオガス化事業の推進に取り組んでいます。

令和 3 年度は、9,214 t の生ごみを処理し、生ごみの分別前（平成 24 年度）と比べ、燃やすごみの量を約 3 割（17,632 t）削減することができました。

また、本事業により 2,244,921 kWh を発電し、この余剰電力を「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により、電力会社へ売電しました。



生ごみバイオガス発電センター



発電した電気を活用した
電気自動車用急速充電器

イ 家庭用生ごみ処理器の設置補助

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理器（堆肥化容器）の設置者に対し補助金を交付しました。

令和3年度の設置状況

	設置数（台）	補助額（千円）
堆肥化容器	148	369

ウ 枝葉・草の分別回収、自家処理の推奨

市では、枝葉・草を資源物として収集・再資源化を行っていますが、作物の茎やつるも含めて枝葉・草はなるべく畑や庭などの身近な大地へ還してもらうよう、ごみ情報誌などで周知を図っています。令和3年度は4,511t 収集しました。

(6) 市民や事業者によるリサイクル活動の支援

ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成

市では、古紙類や金属類等を回収する子供会等に対し、資源回収奨励金を交付しています。令和3年度は191団体が実施し、回収実績は新聞・雑誌を中心に約1,462tで、奨励金を約439万円交付しました。

イ リサイクル協力店の周知、利用拡大の促進

平成15年度から、ごみの減量化や資源化に積極的に取り組む市内の事業者を長岡市ごみ減量・リサイクル協力店として認定し、市民・事業者・市が一体となってごみの減量とリサイクル運動を推進しています（令和3年度末現在43店舗）。

ウ 環境保全活動の共同実施

特定非営利活動法人地域循環ネットワークでは、ボランティアとともに飲食店などから使用済みの割りばしを回収しており、これらはパルプの原料や土壤改良剤として役立てています。また、使い捨てカイロを回収し、鉄の資源材として活用しています。市も回収場所の提供など、環境保全活動に協力しています。

令和3年度 特定非営利活動法人地域循環ネットワークの実績

	割りばし回収	カイロ回収
ボランティア人数	15人	
協力事業所等	28事業所	5事業所
収集量	1.2t	0.7t

施策② 省資源対策の推進

(1) グリーン購入の推進

市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」で定める環境にやさしい製品等の使用を積極的に進めています。

令和3年度のグリーン購入の達成率は65.9%でした。

(2) 建設廃棄物・下水汚泥等の再生利用の推進

ア 建設廃棄物の再生利用

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」において、分別解体等及び再資源化等の実施義務に関する規定が平成14年5月30日から施行され、コンクリート塊、アスファルト、建設発生木材等の建設業に係る副産物の再資源化を行っています。

また、国土交通省では、平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定しました。長岡市でもこの計画に基づき、下水道工事の埋め戻しや造成盛土の一部に建設発生土を再利用しています。

イ 発生汚泥・下水処理水の再利用

下水汚泥の大部分は、県営又は民間の中間処理施設に搬入した後、補助燃料として焼却炉で燃焼され、灰はセメントの原料として利用されています。このほか、民間の肥料工場（コンポストセンター）に搬入し、普通肥料の原料として利用されています。

また、下水処理水の一部を消雪用水、流雪溝、機械用水、消化ガスの精製水などとして再利用しています。令和3年度は長岡中央浄化センターでは、1日あたり約8,800m³使用しました。これは、処理水（高級処理水量）全体の約14%に相当します。

ウ 汚泥消化ガスの有効利用

長岡中央浄化センターでは、処理の過程で発生する汚泥消化ガスを施設内の加温ボイラや空調設備の燃料として利用しています。余剰分については、都市ガスに近い成分にまで精製し、北陸ガス株式会社へ売却しています。令和3年度の売却量は約57万m³、金額にして約1,370万円で、これは一般家庭の都市ガス使用量の約930世帯分に相当します。これにより、焼却処分していた未利用エネルギーが活用でき、焼却による二酸化炭素の排出抑制につながりました。この取り組みは、国から環境保全のモデル事業認定を受けています。

エ ごみ焼却施設の余熱利用

寿クリーンセンターのごみ焼却施設の焼却余熱を有効利用した「エコトピア寿」を、平成13年4月から運営しています。この施設は、浴場、温水プール、床暖房、広間などを備えた市民の健康づくりと憩いの場となるもので、令和3年度は272日間開館し、子どもから高齢者まで62,519人が利用しました。

第2節 人と自然が共生するまち

施策の方向3 自然環境の保全と活用

関連する
SDGsの目標



本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成 状況
森林整備面積	32.6ha (平成28年度)	31.54ha	増加させる	▼
野外レクリエーション施設数	23か所 (平成29年度)	23か所	23か所	○
GAP (農業生産工程管理) の認証※件数	個人認証:5農場 団体認証:2団体 (8農場) (平成29年度)	個人認証:3農場 団体認証:2団体 (8農場)	個人認証:10農場 団体認証:2団体 (18農場)	▼

※ GAP (農業生産工程管理) の認証 : 一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度

施策① 森林等自然の保全

(1) 国定公園・県立自然公園・自然（緑地）環境保全地域の保全

ア 国定公園・県立自然公園

本市には、1つの国定公園と2つの県立自然公園があります。自然公園では、優れた自然景観の保護のため、工作物の建築や木竹の伐採等の開発行為などが規制されています。また、県では新潟県自然環境保護員を委嘱し、県立自然公園の監視を定期的に行ってています。

(ア) 国定公園

●佐渡弥彦米山国定公園（寺泊地域）

佐渡地区、弥彦地区、米山地区の3地区からなり、眺望の良い弥彦山と南北に伸びる海岸線の弥彦地区に長岡市は含まれています。

○面積 全体 : 29,464 ha (左記のうち市 : 1,213 ha)

○指定年月日 : 昭和25年7月27日

(イ) 県立自然公園

●奥早出栗守門県立自然公園（栃尾地域）

刈谷田川の源流域に当たり、地形が陥しく原生的な環境が保存されており、カモシカなどの野生動物の生息地となっています。

○面積 全体 : 34,155 ha 市 : 2,736 ha

○指定年月日 : 昭和34年3月24日

●長岡東山山本山県立自然公園（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）

東山連峰地区を始め5地区からなる丘陵地帯の公園で、八方台いこいの森などがあり行楽に適しています。

○面積 全体：3,892 ha 市：2,816 ha

○指定年月日：昭和37年1月1日

イ 自然（緑地）環境保全地域の保全

県は、昭和51年12月に栃尾地域西中野俣地内の2.6haを杜々の森自然環境保全地域に指定し、また昭和63年3月に鷺巣町地内の0.8haを定正院緑地環境保全地域に指定し、保全を行っています。

（2）良好な森林の維持

ア 自然観察林の整備

栖吉町地内の自然観察林のうち21ha、越路地域の千谷沢地内の越路かたくりの森のうち20haについて、適正な整備・管理を行っています。

イ 西陵の森（雪国植物園）の整備

平成8年4月に雪国低山・里山自然生態観察園として開園した雪国植物園は、平成18年より、指定管理者に管理を委託しており、令和3年は、雪割草・春の山野草展示会・即売会、春の探鳥会、ホタルまつり、カブト虫の飼い方教室、秋の探鳥会などの8イベントを開催しました。

令和3年は、3月13日の開園から11月14日の閉園までに22,651人の入園者がありました。

ウ 八方台周辺の緑化

第1節－施策の方向1－施策①－(5)－イ 八方台休暇センター跡地の緑化を参照(6ページ)

エ 森林の保全・整備



第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(6ページ)

（3）自然環境に関する環境保全行動の啓発

ア 長岡の自然観察ガイドブックの配布

科学博物館では、博物館内での展示やホームページなどで本市の自然に関する情報を提供しています。

また、「ガイドブック悠久山」、「ガイドブック東山」、「ガイドブック西山」などの自然観察ガイドを配布し、環境保全の啓発を行いました。

イ 自然観察会、学習会等の実施



事業名	内容・回数等	開催日	参加人数
子ども環境体験フェア「生き物探検隊」	寺泊夏戸地区にて小学3～6年生とその保護者を対象に自然観察会を実施。トキと自然の学習館『トキみ～て』での学習や生き物とのふれあい等を通して自然環境保全について考える機会を創出した。	9月25日（土）	18人 (9組)
冬の海鳥観察会	寺泊海岸に生息する冬の海鳥観察やトキ分散飼育事業の取り組み及びトキの生息する自然環境について学習する。	2月20日（日）	32人
市民探鳥会	野鳥観察を通して、長岡の自然及び鳥類の生態への知識・理解を深める。	4月10日（土）、5月8日（土）、6月12日（土）、10月9日（土）	80人
キノコの展示会	市内で採集されたキノコを展示し、キノコに対する市民の興味関心を高める。	10月3日（日）	48人
ネイチャーセミナー	生きものの生態や不思議を紹介する各種観察会や講座を開催し、「自然を観察し疑問を発見する力」を養育する。	6月～11月 (5回開催)	505人
冬鳥さよなら探鳥会	信濃川河川敷で北へ渡るオジロワシやカモ類を観察し、渡り鳥の生態を紹介する。	3月19日（土）	雨天により中止
水生生物探索会	親子で水生生物・自然環境への関心や理解を深める。	7月～11月 (5回開催)	56人

施策② 農地、田園・里山の保全と活用

（1）農村地域の環境保全

ア 里山の保全の推進

新潟県長岡地域振興局等で構成するかけはしの森実行委員会は、里山を保全・再生するため、東山で育樹活動を行っています。また、市民が主体となった森林整備や保全活動等への支援を行っています。

三島地域では、鳥越集落内の学校林の保全活動を地区住民で行っています。また、町内会のボランティア組織である鳥越福祉会と小学生でトチノキなどの苗木を植樹したり、除間伐や冬廻い及び標柱や看板立ての整備などを行っています。

イ 棚田の保全・活用

中山間地域における棚田は、市民の心の故郷であり、昔ながらの田園風景を有しています。しかし社会・経済情勢の変化により、徐々にその美しい姿は、失われつつあります。豊かな自然や美しい田園の保全を望む市民の声は多く、市民全体の共有財産として次世代へ継承していかなければなりません。自然はひとたび失われてしまうと、その回復が容易ではありません。豊かな自然や美しい田園を守ることは、私たちの快適な生活環境の維持を意味し、さらには地球温暖化の緩和にもつながります。

(2) 環境への負荷が少ない農業の推進

ア 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を促進するため、水田及び畑地への堆肥・きゅう肥や土壤改良剤の散布、水田への稻わらのすき込みを推奨する土づくりを推進しました。

また、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく、化学肥料・農薬の使用を低減した作物栽培を推進しています。

イ 多面的機能支払交付金事業による支援

平成19年度から始まり、平成26年度に農地・水・環境保全向上対策事業から名称が変更になった多面的機能支払交付金事業により、令和3年度は市内58の活動組織を支援しました。

活動組織は、地域住民との共同による農道や水路の維持管理活動のほか、地元小学校と連携した田や用排水路に生息する生きものの調査、農道脇への景観植物の植栽など「農業の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの農産物の供給以外の多面にわたる機能の発揮の促進」を目的とする活動に取り組んでいます。

(3) 持続可能な農業の展開

ア 農村環境計画の推進

農業農村整備事業の実施に際しては、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に事業を推進していく必要があります。また、事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画の策定が必要です。加えて、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要です。

イ GAP（農業生産工程管理）認証の推進

市では、農業者や農業協同組合などが行う、GAP（農業生産工程管理）の手法導入に向けた研修会の開催経費などを支援し、認証の推進を図っています。

施策③ 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とふれあえる環境の整備・管理

ア ハイキングコースの管理

東山連峰一帯の8のハイキングコースは、長岡ハイキングクラブなどの協力を得て、保全・整備を行っています。

ハイキングコースの設置状況は次のとおりです。

- ①森立旧道コース ②見晴尾根コース ③火打沢コース ④城山コース
- ⑤花立コース ⑥萱峠コース ⑦大入峠コース ⑧三ノ峠コース

イ 野外レクリエーション施設の整備



ニュータウンいこいの広場などの野外レクリエーション施設 23か所について、安全に楽しく利用してもらえるように施設の整備や管理運営を行っています。

地域等	野外レクリエーション施設
長岡地域	東山ファミリーランド、八方台いこいの森、悠久山、ニュータウンいこいの広場、国営越後丘陵公園
中之島地域	信濃リバーサイドパーク
越路地域	桙形山自然公園、巴ヶ丘自然公園
三島地域	大杉公園
小国地域	おぐに森林公園
和島地域	和島オートキャンプ場、落水海水浴場
寺泊地域	中央海浜公園、中央海水浴場、野積海水浴場、金山海水浴場、郷本海水浴場
栃尾地域	杜々の森名水公園、道院自然ふれあいの森、とちおふるさと交流広場
与板地域	うまみち森林公園
川口地域	川口運動公園、川口ふるさとの森

(2) グリーン・ツーリズムの推進

ア グリーン・ツーリズムの推進

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型余暇活動として、市では山古志地域・栃尾地域・川口地域等において学童などの教育体験旅行を受け入れ、各種農村・農業体験を提供しています。しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で受け入れを中止しました。

新型コロナウイルスの感染拡大をはじめ、農業経営の停滞や過疎化、担い手不足等、地域活力の衰退が懸念される一方で、都市住民の自然回帰、健康志向といった心の豊かさや安らぎへのニーズの高まりから、新たなビジネスチャンスや地域活性化にもつながる「ながおかグリーン・ツーリズム」を推進しています。

イ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進

東山ふれあい農業公園は令和3年度に年間 20,440 人、ふるさと体験農業センターは年間

11,836人の利用がありました。

ふるさと体験農業センターでは、例年、春の「田植えまつり」、秋の「農業ふれあいまつり」を開催していますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催を中止としました。そのような中、通年事業の農畜産物加工体験や農業体験などを実施して、農業への理解促進や都市農村交流の活性化を図りました。

ウ 自然観察会の実施・開催

第5節－施策の方向13－施策①－(2)－ア 自然観察会等の実施・開催を参照(15ページ)

エ 市内各地における冬まつりの開催

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの冬まつりが中止せざるを得ない状況になつてしましましたが、その中でもとちお遊雪まつりやえちごかわぐち雪洞火ぼたる祭、スノーフェスティバル in 越路などでは感染症対策として、WEB配信などの技術を活用し無観客で行うなど、例年とは異なる内容で実施しました。また、長岡雪しか祭りでは雪花火の打ち上げをYouTubeで配信し、長岡らしさを広くPRしました。

イベント名	参加者数 (人)	開催日
とちお遊雪まつり	1,000人	3月19、20日
スノーフェスティバル in 越路	300人	3月5日
長岡雪しか祭り		2月19日※雪花火の打ち上げを無観客で実施
おぐに雪まつり		2月26日規模を縮小して実施
えちごかわぐち雪洞火ぼたる祭		2月26日※WEB配信での無観客実施
古志の火まつり		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
つながる！ながおか！六大冬まつりスタンプラリー		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

オ 冬季レクリエーションの普及促進

長岡市営スキー場と東山クロスカントリーコースを会場に、毎年恒例の市民体育祭スキー大会を開催しています。

<令和3年度参加者数>

	小学生	中学生	一般
アルペンの部	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
クロスカントリーの部	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

施策の方向 4 生物多様性の保全・管理

関連する
SDGs の目標



野生生物の保護・管理のための施策を進めます。また、生物多様性を保全するため、貴重な生物の保全や外来生物対策に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (基準年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (目標年度)	達成 状況
トキ分散飼育センターでの トキの繁殖数	26 羽 (平成 28 年度までの 累計)	49 羽 (令和 3 年度までの 累計)	50 羽 (令和 9 年度までの 累計)	△
サル情報メール※の 登録者数	45 人 (平成 29 年度)	68 人 (令和 3 年度)	増加させる (令和 9 年度)	○

※ サル情報メール：ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信しているもの

施策① 野生鳥獣の適切な管理

(1) 有害鳥獣による人的被害・農林水産業被害の防止

ア 有害鳥獣の追い払い

長岡駅大手口広場などの樹木等にカラスやムクドリが大量に集まり、鳴き声や糞に対する被害が問題になっています。市では、平成 20 年度から長岡駅周辺のカラスなどの飛来状況について調査を行うとともに、その対策について研究しています。

また、ムクドリの追い払いに有効なムクドリの忌避音を録音した CD を貸し出しており、令和 3 年度は 12 件（累計 828 件）の申込みがありました。

イ 特定野生鳥獣の個体数等の管理



サルによる農作物被害が発生している栃尾地域において、被害の未然防止等を図ることを目的に、平成 28 年度からサルの行動域調査（テレメトリー調査）を行っています。令和 3 年度までに 4 群れの大まかな行動範囲を把握することができ、市のホームページ等で公開しました。

また、平成 29 年度から、調査結果や市民から寄せられた目撃情報を希望者に配信するサル情報メールを開始し、令和 3 年度は、登録者 68 人に情報を配信しました。



サル情報メール受信のイメージ

ウ 有害鳥獣による生活環境被害の防止

近年、ハクビシン等の中型哺乳類による人家及び農作物被害に関する相談が増加していることから、専門業者を派遣し、被害防止のアドバイスや獣の追い出しを行う獣害アドバイザー派遣業務を平成 25 年 7 月から実施しています。令和 3 年度は 19 件の相談がありました。

施策② 貴重な生物の保全

(1) 市内に生息する生物の保全

ア 動植物の保全

市内で生息または生育する希少な動植物を保護するため「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。本条例では、保護生物の生息地、自生地等で保護生物の保護等が必要と認める地域を指定することができます。しかし、保護地域を指定するには、保護動植物の生育分布調査が必要となり、市町村合併で広大になった長岡市全域の調査を行うには、正確性、継続性などの課題があるため、本市では、指定するに至っていません。

なお、平成20年3月に新潟県は雪割草を「県の草花」に指定し、その保護活動を行っています。本市も「新潟県雪割草保護連絡協議会」に加盟し、新潟県及び自然環境保護員等と連携を図りながら保護に努めています。

イ 情報提供と啓発事業の実施

科学博物館では、館内での展示や自然観察会などのイベントを通じて市内に生息する生物の情報を提供しています。また、寺泊水族博物館では、市の保護動物であるホトケドジョウなどの展示を行っています。

トキと自然の学習館では、トキのはく製やパネル展示などを通して、トキ保護をはじめ自然環境を保全する大切さについて啓発しています。

(2) 外来生物による影響の情報把握と情報提供

近年、外来植物の「セイタカアワダチソウ」や「オオキンケイギク」が分布域を広めてきており、その駆除が課題となっています。市では、市政だよりやホームページにより刈り取り等による駆除について啓発を行いました。

また、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルについて、県内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系に影響を及ぼす可能性が高まっています。

(3) 里地、里山等の保全

ア 里山の保全の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－ア 里山の保全の推進を参照(15 ページ)

イ 棚田の保全・活用

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－イ 棚田の保全・活用を参照(16 ページ)

(4) トキを通じた自然環境保全

ア トキ分散飼育事業の推進

市では、佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目指す我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、平成23年10月からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。

令和3年度には、新たにトキ6羽が誕生しました。分散飼育を開始して以降 54羽のトキ

が生まれています。

また、同年に生まれたトキ 6 羽と繁殖個体 1 羽を佐渡へ移送し、これまでに長岡生まれのトキ 49 羽を移送しました。うち 35 羽が佐渡の野生下に放鳥されています。

なお、平成 28 年 3 月以降、海を隔てて対岸にある当市でトキが確認されています。令和 4 年 3 月には、市内の水田において、佐渡市の野生下で生まれた足環のないトキ 1 羽が確認されました。

イ 「トキと自然の学習館」の運営

平成 24 年 3 月に長岡市トキ分散飼育センターに隣接する施設内に、本市の環境教育の拠点として「トキと自然の学習館」を開設し、これまで、トキを通じた自然環境の保全に対する市民意識の醸成に努めてきました。

平成 30 年度には、市民をはじめ、より多くの方々にトキ保護の重要性について、さらに関心を深めていただくため、トキを間近で観察することのできる施設『トキみ～て』を開館しました。令和 4 年 3 月までに、両施設あわせて県内外から 11 万人を超える方が来館しました。

トキと自然の学習館環境教育講座の開催状況

開催日	内 容	参加者数
令和 4 年 2 月 20 日（日）	寺泊海岸に生息する冬の海鳥観察会 トキみ～て見学など	32 人



トキと自然の学習館自主事業
「寺泊海岸に生息する冬の海鳥観察会」

第3節 環境汚染のない安全なまち

施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止

関連する
SDGsの目標



良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比:維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成 状況
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ非達成	光化学オキシダントのみ非達成	すべての項目で達成	□
大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32件	42件	減少させる	▼

【大気環境の現状】

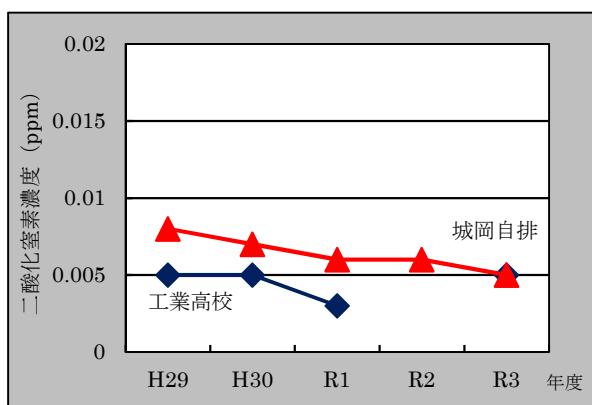


県が市内2か所において、大気汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント）について、自動観測装置を用いて常時監視を行っています。一般地域の大気については長岡工業高校（幸町2）で、自動車の排出ガスによる影響を受けやすい地域の大気については城岡自動車排出ガス測定局（城岡2）で測定しています。

①二酸化窒素

- 二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生します。
- 主な発生源として、工場のボイラーや自動車などが挙げられます。
- 国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

■ 二酸化窒素の年平均値の推移 (調査機関:新潟県)



2地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

令和3年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

環境基準

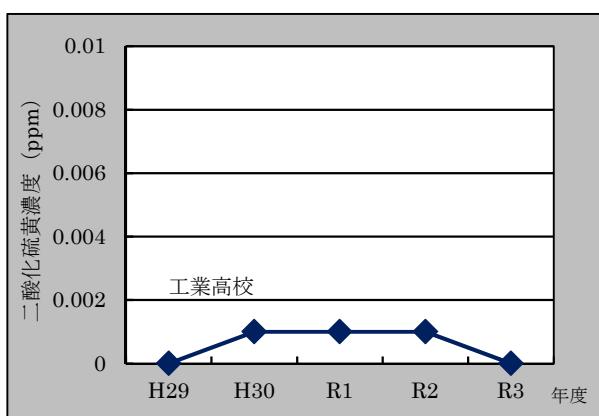
1時間値の1日平均値 0.04~0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下

※R2年度において、長岡工業高校は故障による年間測定時間の不足のため欠測

②二酸化硫黄

- ・主に重油の燃焼に伴って発生します。
- ・酸性雨の原因物質とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

■ 二酸化硫黄の年平均値の推移 (調査機関: 新潟県)



1 地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

近年の観測結果は 0.000～0.001 ppm で推移しています。

環境基準

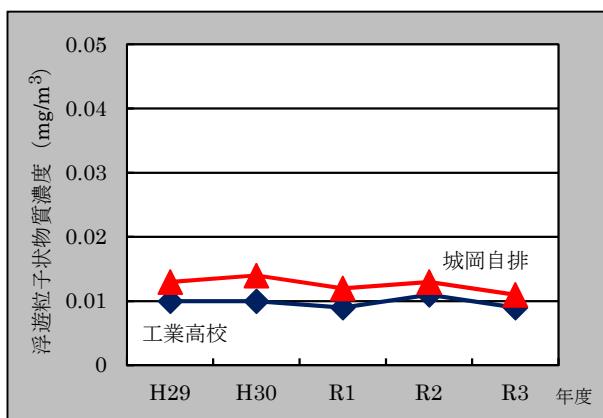
1 時間値の 1 日平均値 0.04 ppm 以下

かつ 1 時間値 0.1 ppm 以下

③浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものです。
(μ は百万分の一)
- ・微小なため大気中に長時間滞留し、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壤粒子の飛散等が主な発生源とされています。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。

■ 浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (調査機関: 新潟県)



2 地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。

令和 3 年度の年平均値は前回調査時と概ね同様の値でした。

環境基準

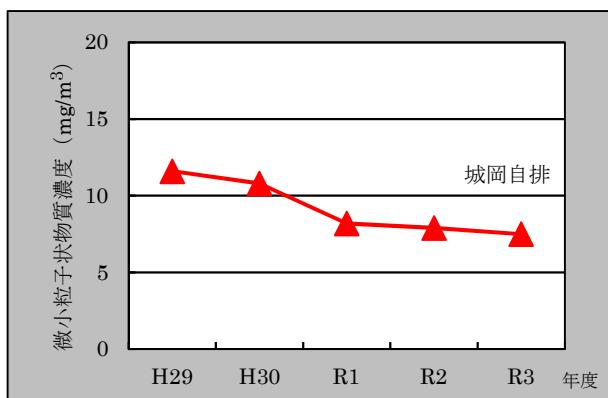
1 時間値の 1 日平均値 0.10 mg/m^3 以下

かつ 1 時間値 0.20 mg/m^3 以下

④微小粒子状物質（PM2.5）

- ・微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものです。
- ・PM2.5は非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。
- ・県内の測定局でPM2.5の1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合、新潟県が注意喚起を実施します。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査した結果、環境基準を下回っていました。またPM2.5に係る注意喚起の実施はありませんでした。

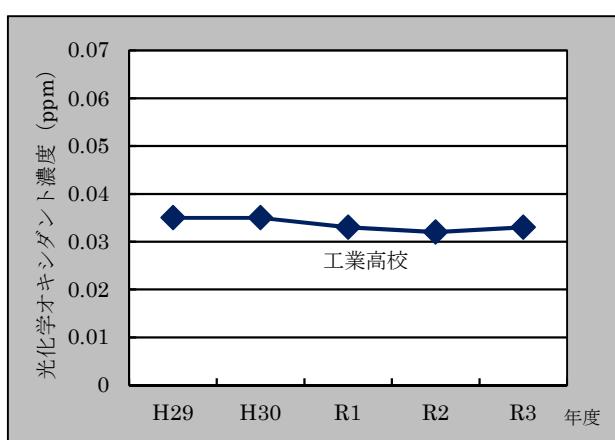
環境基準

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

⑤光化学オキシダント

- ・光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるものです。
- ・光化学スモッグの原因となり、高濃度では人の呼吸器に影響を及ぼします。
- ・国が「大気の汚染に係る環境基準」を設け、対策の目標としています。
- ・濃度が 0.12 ppm 以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令します。

■ 光化学オキシダントの年平均値の推移（調査機関：新潟県）



1地点で調査をした結果、1時間値が環境基準を上回った時間帯がありましたが、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

令和3年度の年平均値は、平年並みの値でした。

環境基準

1時間値 0.06 ppm 以下

【大気汚染・悪臭に関する苦情】



令和3年度の大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気汚染が23件、悪臭が19件でした。特に、野外でのごみの焼却行為（野焼き）は、大気汚染に関する苦情の中でも18件を占めており、洗濯物が汚れる、悪臭で気分が悪い等の訴えが多く、近隣の住人が迷惑を被るケースが増えています。市では、市内を巡回し、野焼き行為者に対する啓発を行っています。

施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

(1) 市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策

市では、ダイオキシン類等の大気汚染物質の発生をできるだけ抑えるため、ごみの減量やプラスチック類の分別の徹底等を啓発するとともに、県と連携し、環境中のダイオキシン類等の実態について継続して調査しています。

各クリーンセンターの排ガスの調査結果は、国の排出基準値を大きく下回りました。

令和3年度 ごみ焼却施設の排ガスの検査結果

項目	単位	寿ごみ焼却施設（測定日） (1号炉:令和3年7月15日、 2号炉:令和3年7月16日)		鳥越ごみ焼却施設（測定日） (A系炉:令和3年11月18日、 B系炉:令和3年12月16日)		※排出基準
		1号炉	2号炉	A炉	B炉	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.00000075	0.0000020	0.058	0.83	寿ごみ焼却施設 5以下 鳥越ごみ焼却施設 1以下

※ ダイオキシン類は異性体と呼ばれる種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値であるTEQ（毒性等量）で表示しています。

ダイオキシン類は200以上の種類があり、このうち現在まで毒性が認められているのは29種類です。

※ 各焼却施設の排出基準値が異なるのは、施設の設置年が相違するためで、鳥越ごみ焼却施設については、平成14年12月1日から「1 ng-TEQ/m³以下」が適用されています。

(2) アスベスト対策

ア 県と連携した飛散防止対策

市では、市有施設のアスベスト使用状況調査を実施し、使用が確認された施設の飛散防止対策を行うなど、適切な処置を施しており、人への影響はありませんでした。

■ 市有施設におけるアスベスト使用状況

・アスベスト使用状況

	使用が確認された施設	使用が確認されなかった施設	使用が未確定又は調査未実施の施設
吹き付けアスベスト等	62	1,190	0
アスベスト含有保溫材等	11	1,002	239

※ 平成 17 年度以前に建築された施設（1,252 施設）を対象

・アスベストを使用している施設の対応状況

	飛散防止対策が措置されている施設 ※ 1	ばく露のおそれがない飛散防止対策を実施しない施設 ※ 2
吹き付けアスベスト等	57	5
アスベスト含有保溫材等	6	5

※ 1 飛散防止対策で、除去、薬品で固化する封じ込め、天井を覆う囲い込みなどが施されている状況のこと

※ 2 アスベスト含有建材の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散による被害のおそれがないため、飛散防止対策の必要がないもの

イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

国や県と連携を図りながら、1,000 m²以上の比較的規模の大きい、多数の人が使用する建築物を対象に助成制度を設け、優先的にアスベストの除去等の飛散防止対策を推進しています。

(3) 移動に伴う大気汚染物質の排出抑制

ア 低公害車の普及促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ウ 公用車への低公害車の普及を参照(5 ページ)

イ エコドライブの普及促進

アイドリングストップ実施の促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－イ アイドリングストップ実施の促進を参照(5 ページ)

ウ 公共交通機関の利便性の向上・安全快適な移動環境の整備

(ア) 幹線道路網の整備の推進

左岸バイパスの開通区間を長岡北スマート I C、長岡南越路スマート I Cへ向けて南北に延伸する事業を進めています。また、長岡東西道路の国道 17 号への接続が完了し、交通の流れが改善されました。引き続き、広域幹線道路網の構築を進めていきます。

(イ) T DM (交通需要管理) 施策の推進

T DM (交通需要管理) 施策について広く市民から理解を得るために、公共交通の利便性向上や利用環境整備を実施するとともに、市民の自発的な転換を促す意識啓発活動（モビリティ・マネジメント）を推進します。

(ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

(エ) バス運行の利便性向上に対する支援

市では、地域住民の生活に必要なバス路線について、バス事業者等に支援を行いながら、生活交通を確保しています。令和3年度は、73系統について支援を行い、バス運行の利便性向上を図りました。

(オ) バス待合所の整備の促進

平成9年施行の「長岡市バス待合所設置事業補助金交付要綱」に基づき、バス待合所を設置する町内会に対し、補助金を交付しており、令和3年度は1箇所（猿橋バス停）に補助しました。

(カ) パーク＆ライドの推進

市では、マイカーから公共交通への乗り換えの利便性を向上させるため、パーク＆ライドを推進しています。

(キ) 交通バリアフリーの推進

市では、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行う長岡駅及び乗合バスのバリアフリー化整備事業に対し、補助金を交付しています。令和3年度は公共交通事業者からの補助金申請がなかったため、補助金の交付はありませんでした。

(ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

すべての人が安心・安全に通行できるよう、段差がなく幅の広い歩道を、国や県と連携しながら整備しています。

(ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

市内の主要道路は比較的広い歩道が整備されていますが、通学路に指定されていても歩道のない道路や歩道と車道の分離が必要な道路等、歩道の整備が必要な道路も数多く残されています。このような箇所については、計画的に整備を図っており、令和3年度は1,822.7mを整備しました。

なお、安全で快適な自転車利用環境の確保を図るため、平成26年度に自転車ネットワーク計画を策定し、整備を推進しています。

(コ) 自転車駐車場の整備

公共交通や自転車の利用促進、歩行者の通行の妨げになる放置自転車を減少させるため、交通結節点である長岡駅大手口駅前広場及び大手口北に地下自転車駐車場を整備しました。令和3年度は大手通坂之上地区市街地再開発事業に伴う自転車利用者の増加に対応するため、臨時駐輪枠の設置や路面マーキングの設置などを行う社会実験を実施しました。

(4) 光化学スモッグ対策

県の大気観測データを有効活用し、県が光化学スモッグ注意報等を発令する際には、関係機関と連携し、迅速かつ的確に市民、事業者に周知します。

なお、令和3年度の光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

(5) フロン類の適切な管理・処分

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、平成13年以降、家電リサイクル法、フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法が施行されました。

平成27年度には、フロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法が全面施行されたことにより、フロン類を冷媒とする業務用機器の管理者に対し定期点検等が義務付けられました。

市では、フロン類の適正処理について、県等からの情報の周知に努めています。

施策② 悪臭の発生抑制の推進

(1) 工場・事業場等からの悪臭の発生防止

ア 工場等の悪臭発生源対策の推進

悪臭を生ずるおそれのある工場・事業場に対して、作業時には気象条件等を考慮して行うよう指導しています。

イ 畜舎、堆肥場の悪臭対策の推進

畜舎の悪臭対策としては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜ふん尿の適正処理推進のための指導や情報提供を行っています。また、堆肥の切り返し作業においては、風向きに十分注意するよう指導しています。

(2) 野焼きの防止

ア 野焼き禁止の周知

廃棄物処理法に定める基準に従わない廃棄物の焼却（野焼き）は禁止されています。市では、市政だよりなどで野焼き禁止の周知を行ったほか、通報があった場合には現地確認を行い、必要に応じて指導を行いました。

また、市内を巡回し、野焼き行為者に対する啓発を行い、令和3年度は20件の野焼き行為に対して、ごみを適正な方法で処分するよう促しました。

イ 稲わら焼却禁止の周知

稻わらの焼却対策として、稻わらを全量すき込みするよう推進し、啓発チラシ、市政だよりへの掲載などによる周知活動を行っています。

もみ殻の焼却は、臭気や体調不良の大きな原因となることから、市政だよりや地域の回覧などで適切な処理について周知を行っています。

また、未利用稻わらやもみ殻を再資源化することにより、焼却行為を抑制し有効利用を推進しています。もみ殻は畜産農場等における堆肥化の副資材として利活用が図られています。

施策の方向 6 水質汚濁の防止

関連する
SDGs の目標



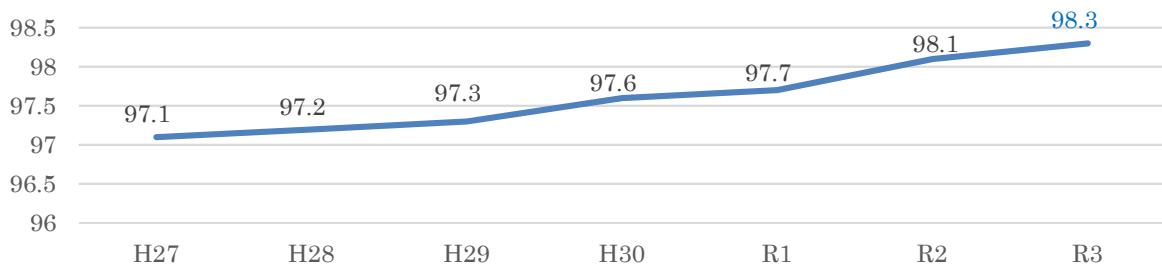
河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比: 維持□、向上△、低下▼】

項目値	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
污水処理人口普及率	97.2%	98.3%	100%	△ (表 1)
河川における 環境基準等達成率(BOD)	93.3%	92.3%	100%	▼

(表 1) 污水処理人口普及率 (%)



施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水施設等の整備を進め、令和 3 年度末で汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理施設普及人口)が 98.3% に達しました。また、水洗化を促進するため、水洗化資金の融資制度を継続するほか、水洗化への指導、啓発活動を行っています。

令和 3 年度に実施した公共下水道等整備事業は次のとおりです。

- ・公共下水道
- 管路延長 7.0 km
- ・合併処理浄化槽
- 個人設置型として 7 基に補助金を交付
- ※市内合併処理浄化槽設置数 2,697 基

公共下水道による排水処理面積

全体計画面積	9,017.3 ha
令和 3 年度末の処理区域面積	7,455.9 ha

農業集落排水施設による排水処理面積

全体計画面積	566.1 ha
令和 3 年度末の処理区域面積	566.1 ha

(2) 工場・事業場における排水対策の推進

市は、河川、湖沼などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場・事業場について、排水基準を遵守するよう指導しています。

水質汚濁防止法に定める特定施設を持ち、公共用水域に処理水等を排出する特定事業場に対して、市は立入検査を実施しています。令和3年度は、56事業場に対して立入検査を行いました。

下水道の処理区域内において下水道に汚水を排出する事業場に対しても、市が下水道法に基づき立入検査等を行っています。令和3年度は、39事業場に対して立入検査を行いました。

施策② 河川の水質浄化対策の推進

(1) 用悪水路の改修整備

普通河川及び集落周辺の用悪水路の水質は、公共下水道の普及に伴い徐々に良くなっていますが、未だ、家庭雑排水による悪臭や汚水の停滯があり、これを解消するため、河川水路の改修整備を進めています。

(2) 河川水量確保対策の推進

ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(6ページ)

イ 透水性舗装の推進

第3節－施策の方向7－施策②－(3)－イ 透水性舗装の推進を参照(5ページ)

施策③ 水質監視体制の充実

(1) 水質監視体制の充実

ア 公用用水域（河川・海域）及び地下水の水質監視体制の充実・強化



- ・河川等公用用水域への油類の流出などの異常水質事案に対して、河川流域の関連団体と連携し、迅速に対応しています。
- ・水質汚濁に係る環境基準は、公用用水域の水質について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めたもので、次の2つの項目があります。

◆人の健康の保護に関するもの（健康項目）

◆生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）

- ・生活環境の保全に関する項目については、河川ごとにその利用目的等に応じた類型が指定されています。また、主な河川で類型が指定されていないものについては、環境指標（達成すべきBODの値）を設定しています。

※市内を流れる河川では、信濃川、魚野川、猿橋川上流及び渋海川がA類型、猿橋川下流、黒川、刈谷田川、新島崎川及び郷本川がB類型、島崎川がC類型に指定されています。

- ・令和3年度は、市内22河川（29地点）において水質調査を行いました。

健康項目については、すべての地点で環境基準及び環境指標を達成しています。
 生活環境項目のうち、水質汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、1地点を除くすべての地点で環境基準及び環境指標を下回っていました。
 公共用水域及び地下水の水質調査結果については、市ホームページに掲載しています。

■ 主な河川のBOD経年変化（調査機関：長岡市）

(mg/L)

河川名 (調査地点)	類型	環境基準	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
渋海川（飯塚橋）	A	2以下	1.7	0.6	0.8	0.6	1.0	1.1	0.6	1.2	0.6	1.3
黒川（星殿橋）	B	3以下	1.7	1.0	1.0	0.8	1.1	1.0	0.9	1.7	1.0	1.3
猿橋川（宮村橋）	B	3以下	1.8	1.6	1.3	0.9	1.7	0.9	1.3	1.6	1.2	1.6
島崎川（宿屋橋）	C	5以下	3.5	1.1	1.4	1.5	1.6	1.6	1.5	2.4	1.0	1.4

イ 市民が親しむ身近な水環境の調査

海水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するため、市内4ヶ所の海水浴場について、水質調査を実施しています。
 令和3年度の水浴場開設前調査では、良好な水質状態でした。

■ 海水浴場の水質調査結果（水浴場開設前調査）

項目 水浴場名	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (化学的酸素 要求量) (mg/L)	透明度 (m)	判定※
野積海水浴場	2未満	認められない	1.6	1以上	水質AA
寺泊中央海水浴場	16	認められない	2.0	1以上	水質A
金山海水浴場	2未満	認められない	1.4	1以上	水質AA
郷本海水浴場	2未満	認められない	1.3	1以上	水質AA
基準（水質AA）	2未満	認められない	2以下	1以上	
（水質A）	100以下	認められない	2以下	1以上	
（水質B）	400以下	常時認められない	5以下	1未満～ 0.5以上	
（水質C）	1,000以下	常時認められない	8以下	1未満～ 0.5以上	

調査期間：令和3年4月22日～28日

※ 水質が「AA」及び「A」は水浴に適した水質であり、「B」及び「C」は水浴が可能な水質

施策の方向 7 土壌環境の保全



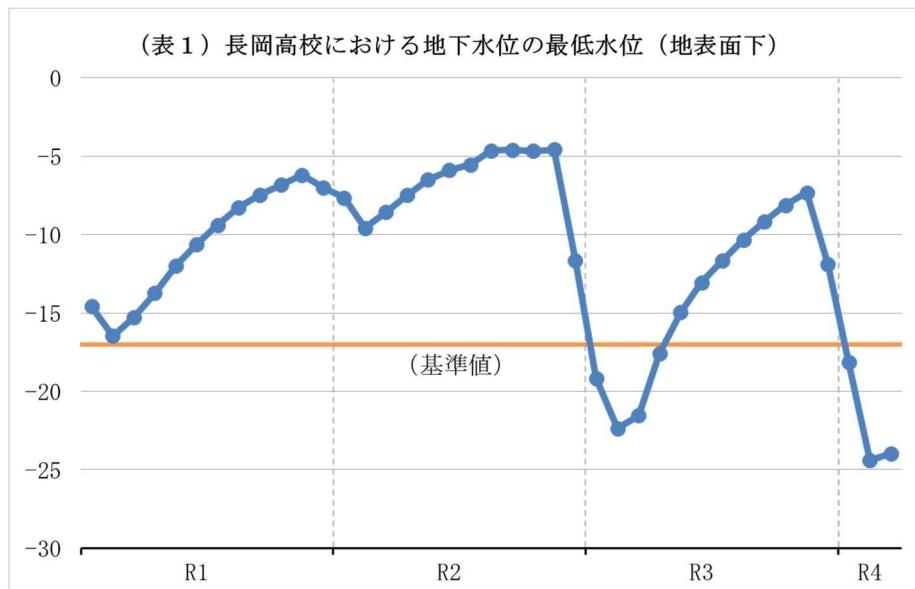
土壌環境を保全するため、土壤汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
長岡高校地下水位観測井における地下水の最低水位 (地表面下)	17m	24.40m	維持する	▼ (表 1)

【評価指標の達成状況の推移】



施策① 土壤・地下水汚染状況の把握

(1) 土壤汚染の状況把握及び適正管理

土壤汚染の有無を判断する基準として、また、汚染土壤に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として、「土壤の汚染に係る環境基準」が定められています。

土壤汚染対策法では、有害物質を使用していた工場及び工場跡地や一定規模以上の工事を行う予定で土壤汚染のおそれがある土地などにおいて、一定の要件に該当する場合には、土地の所有者が汚染状況を調査する必要があります。

調査の実施により、汚染の状況が法律で定める基準を超えていたことが判明した場合、市はその土地を、健康被害が生ずるおそれがある場合は「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがない場合は「形質変更時要届出区域」に指定し、告示します。

市はいずれの区域に指定した場合も、汚染の範囲・状況等を記載した区域台帳を作成し、その台帳を閲覧等の方法により公開しています。長岡市内には令和 3 年度末現在で「形質変更時要届出区域」が 6 か所あります。

(2) 地下水質の監視体制の充実

全市的な地下水の水質状況を把握するために、事業場の周辺など、市内 14 地点で調査を行いました。その結果、5 地点で環境基準（※）を超過していました。このため、井戸所有者に対し、引き続き、地下水の飲用を中止するよう周知等を行いました。

（※）中条新田及び雨池町で砒素、北園町、滝の下町及び城之丘でクロロエチレンがそれぞれ環境基準を超過

施策② 地下水保全対策の推進

(1) 地下水の適正利用

ア 流雪溝の整備事業

下水道の雨水専用施設を投雪口として利用しており、その設置箇所数は、448 か所です。また、流雪溝は約 38.1 km、流水道路は 8.1 km 整備されています。

イ 地下水保全条例に基づく節水ルールの周知

市では、昭和 61 年に「長岡市地下水保全条例」を制定し、地下水の適正利用の推進に努めています。長岡、中之島、越路、三島、与板地域に深さ 20m 以上でポンプの吐出口の断面積が 4 cm² 以上の井戸を設置する場合には、届出が必要です。その際に、節水型自動降雪検知器の設置や揚水機の能力の適正化などを指導しています。

深さ 20m 以上の井戸設置本数（令和 3 年度末現在、長岡地域のみ）
22,936 本 うち消雪用 21,667 本（94.5%）

地下水の更なる節水のため平成 16 年 3 月に条例の一部を改正し、新たに消雪パイプの散水量の基準などを定めました。

平成 26 年 9 月には、「長岡市地下水保全条例」を改正し、平成 27 年 4 月から消雪面積が 150 m² 以上の消雪パイプ設置者に対して節水型降雪検知器の設置を義務付けました。

長岡市地下水保全条例の概要（適用地域：長岡、中之島、越路、三島、与板地域）

対象者	内容	説明	
すべての対象者 (消雪用)	散水量の基準	道路	1 m ² 当たりおおむね 0.3 (リットル/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 20 cm 以下)
	又は散水飛距離※1	駐車場等	1 m ² 当たりおおむね 0.4 (リットル/分) 以下 (散水飛距離が、おおむね 25 cm 以下)
消雪面積が 150 m ² 以上の利用者	節水型降雪検知器	設置が必要	
	節水型降雪検知器の基準	残雪処理時間は、おおむね 5 分以下※2	
		雪温センサーは、おおむね 0.5°C 以下※3	
ポンプの吐出口径 100 mm 以上の利用者	水量調節弁	設置が必要※4	
	水量測定器	設置が必要※5	
	管理責任者の選任及び地下水の揚水量の報告が必要※6		

※1 散水量の把握が困難なときは、散水飛距離を代わりの基準とする。

※2 雪が降り止んでから、消雪パイプを停止するまでの時間のこと

※3 雪の温度を感知するセンサー設定のこと。設定値よりも雪の温度が低いとき消雪パイプが稼動。

※4 町内会・道路消雪組合は改修時に設置すること。

※5 町内会・道路消雪組合は対象外。

※6 町内会・道路消雪組合は対象外。

ウ 節水パトロールの強化

市では「長岡市地下水保全条例」に基づき、地下水の節水ルールを定めています。地下水を利用している方に節水ルールを周知するとともに、節水に努めていただくなため、冬期間にパトロール隊を編成し、市内を巡回、指導しています。

令和3年度は、29日間パトロールを実施し、1,841か所で地下水を節水するよう指導しました。

エ 地下水節水型消雪制御システムの導入

市では、地下水の適正利用のため、消雪施設の新設、更新時には、節水型の消雪制御システムを採用しています。また、既存消雪施設について、従来型の自動降雪検知器を節水型に切り替える工事も毎年実施しています。

オ 地下水位状況の「見える化」

市では、令和元年12月から地下水の低下状況を色と指数で表す「見える化」システムを導入しました。これは、従来表示していた「折れ線グラフ」から、視覚的・直感的にわかりやすい「色と指数」に変更することで、市民や事業者の地下水の節水の取り組みを促進しようとするものです。

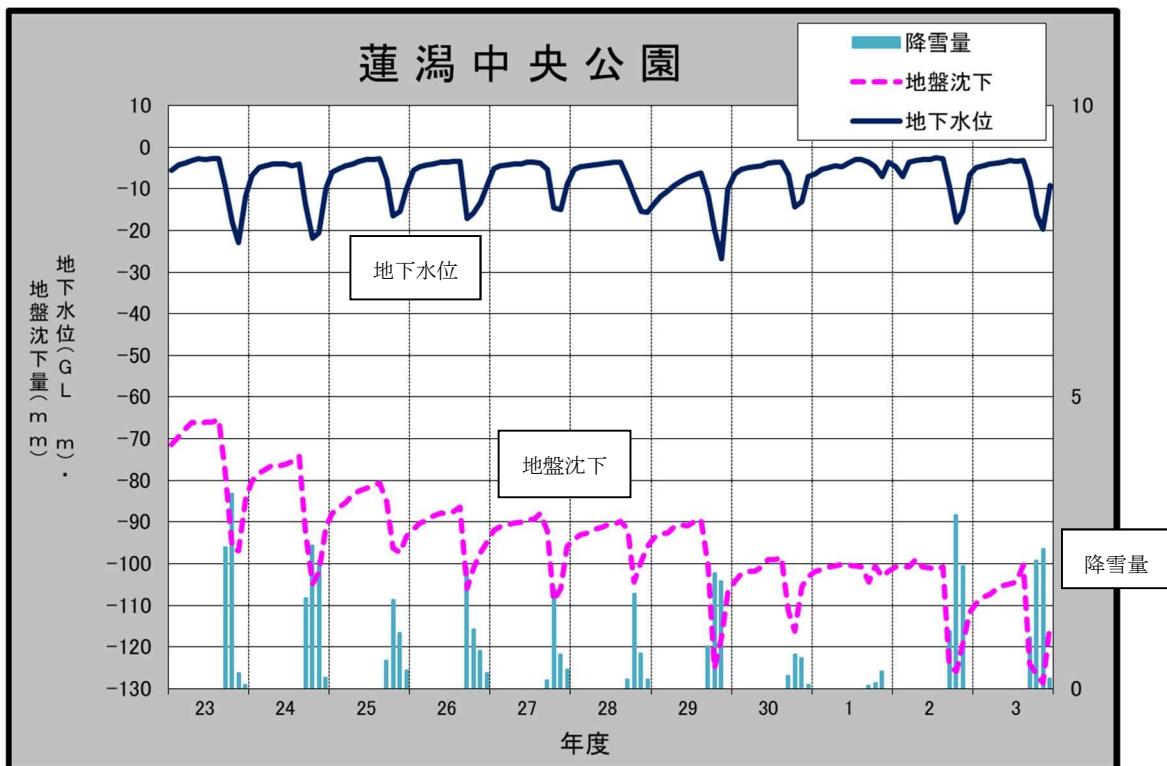
市ホームページで公表しており、令和3年度は7,959件のアクセスがあり、地下水節水の啓発を図りました。



(2) 地下水位等の監視体制の充実

冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、地下水位の大幅な低下などが懸念されていることから、16か所で常時地下水位を観測するとともに、5か所で地盤沈下量も併せて観測しています。

令和3年度は、大雪となった令和2年度並みの降雪量であったため、地下水位が大幅に低下しました。なお、地盤沈下は概ね沈静化していますが、わずかながら累積傾向にあります。



注)・地盤沈下量は、観測開始 (H2. 12) からの累計値を示す。

・地下水位は、月の平均値を示す。

(3) 地下水のかん養の取組

ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(6 ページ)

イ 透水性舗装の推進



第3節－施策の方向7－施策②－(3)－イ 透水性舗装の推進を参照(5 ページ)

施策の方向8 静けさの保持

関連する
SDGsの目標



工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音（※）、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【（達成状況）達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成 状況
一般環境騒音の環境基準超過地点数	2 地点	3 地点	0 地点	▼
高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0 地点	0 地点	0 地点	○ (表1)
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件	18 件	減少させる	□

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。

施策① 工場等の騒音・振動対策

（1）工場等の騒音・振動の未然防止対策の推進

ア 騒音・振動規制法に基づく特定施設の届出の徹底

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るために、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例では規制基準が定められています。また、同法及び同条例に基づく指定地域内で、特定施設の設置を行おうとする場合は、規制基準を遵守するとともに、事前の届出が必要です。

騒音に関する苦情の主な原因は、設備機械の稼動音及び場内作業音などによるものです。このため、工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対して規制基準を遵守するよう指導しています。

令和3年度 騒音・振動に係る特定施設及び特定建設作業の届出状況

	特 定 施 設	騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		県生活環境保全条例	
特 定 施 設	金属加工機械	75 工場	249 施設	80 工場	305 施設	123 工場	539 施設
	圧縮機等	251	1,452	176	586	260	1,000
	木材加工機械	67	150	2	3	112	261
	印刷機械	44	158	19	57	-	-
	鋳型造型機	6	2	2	6	-	-
	ポンプ	-	-	-	-	190	1,698
	その他	199	3,225	9	49	509	5,148
	計	642	5,236	288	1,006	1,194	8,646
特 定 建 設 作 業		くい打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	そ の 他		
	騒音規制法	2	21	-	7		
	振動規制法	2	-	13	0		

※ 県条例に基づく特定施設の届出は騒音・振動の合計

イ 騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出の徹底

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるものについては、騒音規制法及び振動規制法に基づき、規制基準などが定められているほか、同法に基づく指定地域内で当該作業を行おうとする場合は、事前の届出が必要となります。

市は、特定建設作業に係る規制基準、届出内容について、ホームページに掲載するほか、窓口にリーフレットを設置し、事業者に周知を図りました。

ウ 深夜営業における騒音規制に関する県条例の周知

カラオケ等の深夜に及ぶ騒音は日常生活に与える影響が大きいことから、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」で午後10時から午前6時までの深夜営業に対し騒音に関する規制基準を設けており、周知を図りました。

(2) 工場立地時の公害防止・環境保全協定の締結

事業活動に伴い生じる騒音等の公害を防止し、周辺住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、市街化調整区域や工業専用地域等に所在する工業団地に進出する工場・事業所との間に、公害防止に関する協定等を締結しています。

令和3年度は8事業所との間に公害防止に関する協定等を締結しました。

施策② 近隣騒音対策

日常生活における近隣騒音対策

近隣騒音は、エアコンの作動音や楽器の演奏などの日常生活に密着した騒音であり、主に住居地域で発生しています。これらの騒音は、騒音規制法等の対象外であるため、規制することができません。市では近隣騒音の未然防止のため、環境配慮指針を作成し、周知を図りました。

施策③ 交通騒音対策

(1) 自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策

ア 高速自動車道

高速自動車道沿線地域において、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、騒音対策に役立てるため、騒音調査を実施しています。

令和3年度は、9地点（長岡地域4、中之島地域3、越路地域2）で測定を実施しました。その結果、全地点で環境基準に適合していました。

しかしながら、沿線住民から防音対策に係る要望が寄せられていることから、新潟県を通じて、道路管理者に対して遮音壁の設置や、高規格舗装等について、要望しました。

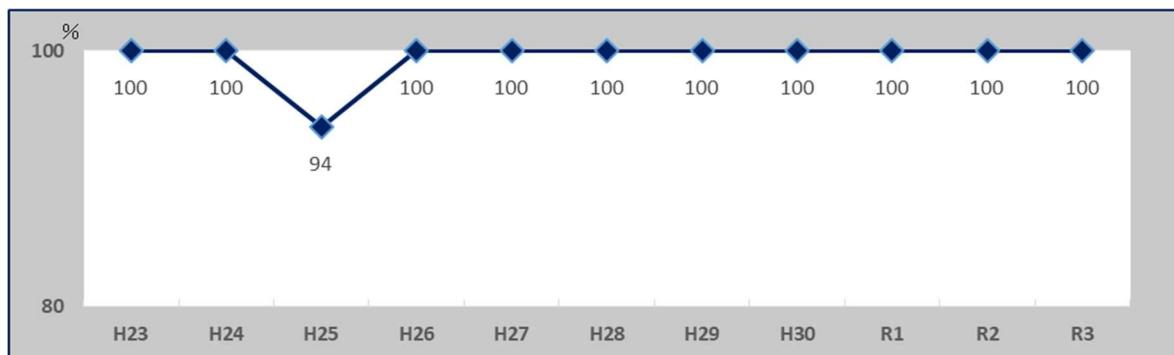
令和3年度 高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地点	道路への距離(m)	遮音壁の長さ(m)	騒音レベル(デシベル)				環境基準の地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	60	65	57	60	B類型相当 (市街化調整区域のため、類型指定はされていない)
2	雁島町	94	163	57	65	57	60	
3	南新保町	100	182	56	65	54	60	
4	宮本町1丁目	110	無	60	65	56	60	
5	灰島新田	70	520	59	65	54	60	
6	杉之森	76	320	54	65	51	60	
7	中之島	39	無	60	65	56	60	
8	神谷	20	150	60	70	54	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	52	65	49	60	B類型

※ 環境基準においては、概ね都市計画法における用途地域を基に地域類型を定めている。

※ 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

(表1) 高速自動車道騒音の環境基準適合率の経年推移



イ 一般国道等

生活環境を保全し、人の健康の保護に資するために、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」の達成状況について、毎年環境騒音調査を行っています。

この調査は、概ね都市計画法における用途地域を基に定めた地域類型別に騒音の状況を経年的に捉え、騒音対策の基礎資料を得ようとするものです。

令和3年度は3地点（いずれも長岡地域）で環境基準を超過していましたが、騒音規制法に基づく要請限度^(注1)の超過には至りませんでした。

令和3年度 環境騒音測定結果

(デシベル)

地域	地域類型	調査地點	騒音レベル・環境基準				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	下柳1丁目	68※	60	61※	55	第2低層住専	2
		高畠町	71※	70	69※	65	調整(A相当)	4(幹線道路)
	B	関原町1丁目	72※	70	64	65	第2住居	4(幹線道路)
		柄尾原町1丁目	65	70	49	65	第1住居	2(幹線道路)
	C	宮内町	66	70	59	65	近隣商業	4(幹線道路)
		新栄町3丁目	59	65	43	60	準工業	2
	A	学校町1丁目	46	55	40	45	第1中高住専	—
		谷内2丁目	50	55	35	45	第1中高住専	—
一般地域	B	大島本町3丁目	45	55	38	45	第1住居	—
		幸町2丁目	44	55	39	45	第1住居	—
		金町2丁目	54	55	42	45	第1住居	—
	C	新産2丁目	51	60	47	50	準工業	—
		柄尾本町	57	60	45	50	商業	—

(注) 1 要請限度とは、道路周辺の生活環境を守るため、騒音規制法に基づいて市長が県公安委員会または道路管理者に措置を要請する限度をいう。

2 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

3 「※」は環境基準超過、(幹線道路)は幹線道路に近接する空間をいう。

また、平成19年度から、騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視を行っています。これは、市内の幹線道路(国・県道)に近接する地域において、騒音に係る環境基準の達成状況(戸数)を面的に評価するものです。

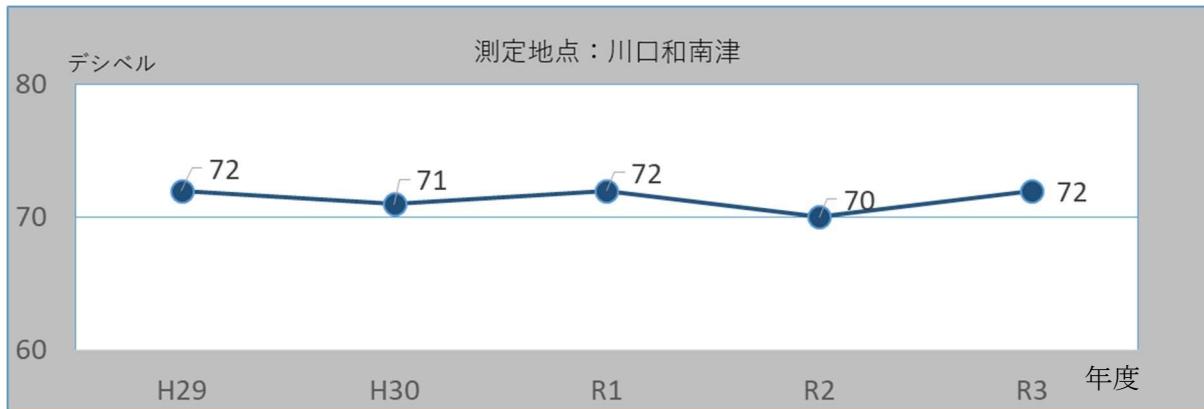
令和3年度は、38区間の148.0km(19路線)の沿線住居等を評価対象として調査を行い、そのうち、環境基準の達成戸数は、6,402戸でした(達成率99.8%)。

令和3年度 自動車騒音常時監視結果

	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(戸)				
			住居等戸数	うち昼夜とも基準値以下	うち昼間のみ基準値以下	うち夜間のみ基準値以下	うち昼夜とも基準値超過
全 体	148.0	38	6,416	6,402	0	8	6
高速道路	8.9	3	203	203	0	0	0
一般国道	68.0	17	3,994	3,980	0	8	6
都道府県道	71.1	18	2,219	2,219	0	0	0

このほか、上越新幹線沿線の指定地域内で、環境基本法に基づく「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成状況を把握し、沿線地域の環境保全に役立てるため、県が昭和57年から調査しています。令和3年度は川口地域和南津で測定を行った結果、環境基準(70デシベル)を超過していました。県は、JRに対し効率的かつ速やかな騒音防止対策を実施するよう要望しました。

上越新幹線鉄道騒音の経年推移（調査機関：新潟県）



ウ 沿道地域における土地利用の適正化

新たな開発が予定されている土地の区域では、必要に応じ地区計画を策定し、戸建て住宅等の立地を規制するとともに、その立地特性を活かした土地の高度利用を図っています。

エ 公共交通機関の利便性の向上及び安全快適な移動環境の整備

(ア) 幹線道路網の整備の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ア)幹線道路網の整備の推進を参照
(26 ページ)

(イ) TDM（交通需要管理）施策の推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(イ)TDM(交通需要管理)施策の推進を参照
(26 ページ)

(ウ) ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5 ページ)

(エ) バス運行の利便性向上に対する支援

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(エ)バス運行の利便性向上に対する支援を参照
(27 ページ)

(オ) バス待合所の整備の促進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(オ)バス待合所の整備の促進を参照(27 ページ)

(カ) パーク & ライドの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(カ)パーク & ライドの推進を参照(27 ページ)

(キ) 交通バリアフリーの推進

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(キ)交通バリアフリーの推進を参照(27 ページ)

(ク) バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ク)バリアフリー歩行者空間ネットワークの整備を
参照(27 ページ)

(ケ) 既存道路における歩道、自転車通行帯の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(ケ)既存道路における歩道、自転車通行帯の整
備を参照(27 ページ)

(コ) 自転車駐車場の整備

第3節－施策の方向5－施策①－(3)－ウ－(コ)自転車駐車場の整備を参照(27 ページ)

施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止

関連する
SDGsの目標



有害化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における有害化学物質の適正な使用・管理を促します。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成28年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成 状況
魚類へい死等の 環境汚染事案の発生件数	1件	0件	0件	○
ダイオキシン類の 環境基準達成率(河川水)	100%	100%	100%	○

施策① 化学物質に係る情報の提供

(1) 化学物質に係る情報提供

市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防行動を起せるよう、国や県、NPOなどの化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行っています。

また、農薬の使用が増える6月に、市政だより等を通じて住宅地における農薬使用について周知を行いました。

(2) 化学物質による被害の防止

生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

また、市有施設における化学物質やこれを含む製品の使用・購入量を把握するため、3年ごとに調査を行っています。

(3) 公園・街路樹等における農薬の適正使用の推進

公園や街路樹などにおける農薬の飛散による健康被害を防止するため、環境省の「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定などで対応することとし、やむを得ず農薬を使用する場合でも、最小限の区域に散布するようにしています。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

(1) 環境中の化学物質の調査と被害の拡大防止

ア ダイオキシン類の発生抑制

(ア) クリーンセンターからの排ガス

第3節－施策の方向5－施策①－(1)市の廃棄物処理施設における有害化学物質等対策を参照(25ページ)

(イ) 水質 

市の廃棄物最終処分場における放流水及び周辺地下水のダイオキシン類濃度を測定した結果、すべての地点で排出基準（放流水）及び環境基準（地下水）を下回っていました。

■ 廃棄物最終処分場のダイオキシン類排出濃度（水質）

単位：pg-TEQ/L

区分		排出濃度	基準値	測定日
柿	新処分場放流水 (下水放流となったため基準値なし)			
	周辺地下水	下流（No.2）	0.077	1
		下流（No.3）	0.050	
	旧処分場放流水		0.00059	10
	周辺地下水	旧動物保護センター地下水	0.051	1
		斎場地下水	0.33	
鳥 越	放流水		0.00033	10月8日 12月1日
	周辺地下水	下流（1号井）	0.050	1
		下流（3号井）	0.051	
柄 尾	※クローズドシステム(密閉型)のため放流水はない			
	周辺地下水	上流	0.064	1
		下流	0.054	
小 国	放流水		0.00016	10月7日
	周辺地下水	上流（No.1）	0.048	1
		下流（No.12）	0.048	

イ その他の有害化学物質

令和3年度に県が実施した大気汚染調査では、有害大気汚染物質として環境基準（年平均値で評価）が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、市内2地点（長岡工業高校、城岡自排）において測定を行った結果、いずれの物質も環境基準を下回っていました。

施策の方向 10 廃棄物の適正処理



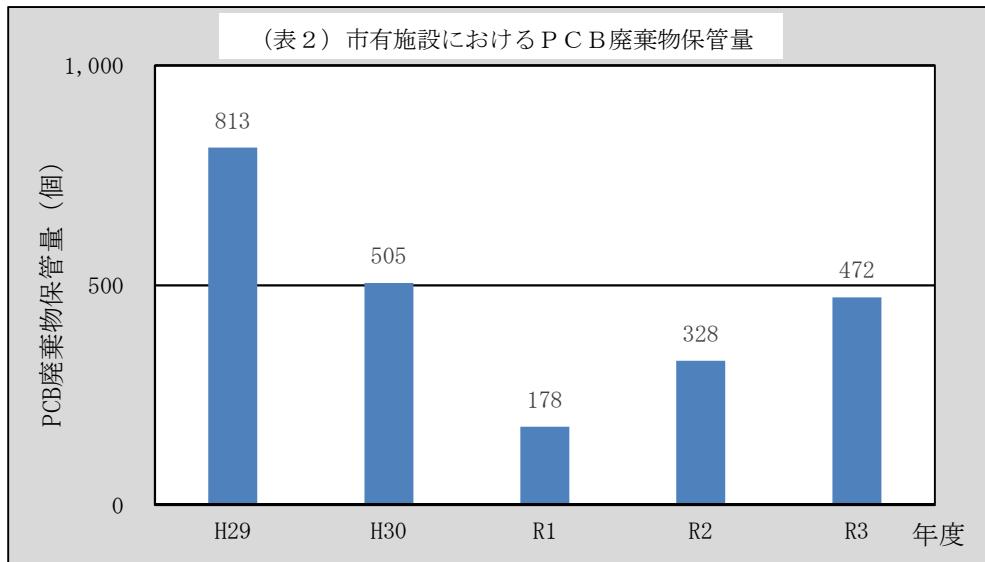
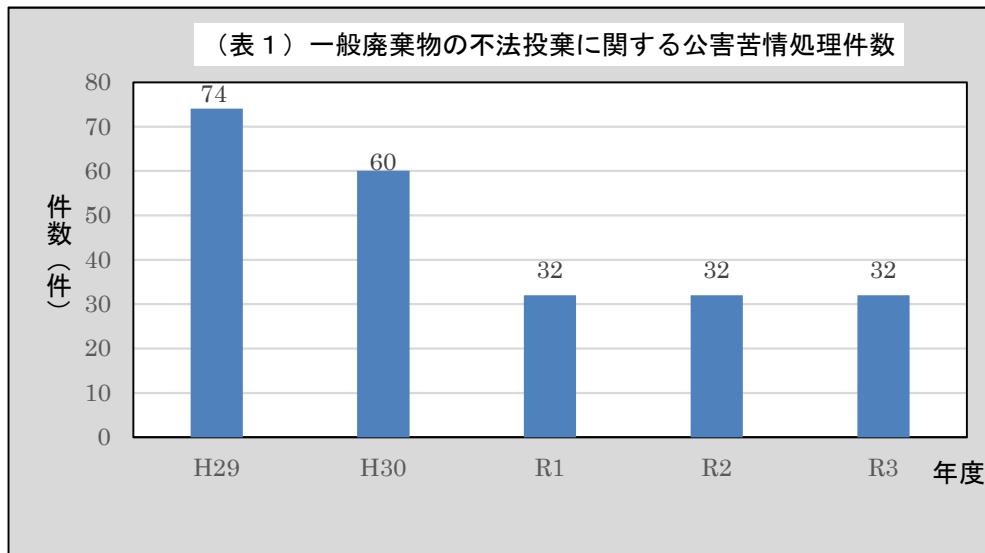
廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
一般廃棄物の不法投棄に 関する公害苦情処理件数	66 件	32 件	30 件	△ (表 1)
市有施設における PCB廃棄物等保管量	1,203 個	472 個	0 個	△ (表 2)

【評価指標の達成状況の推移】



施策① 一般廃棄物対策

(1) 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進

ア 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく分別収集・処理の推進

第1節－施策の方向2－施策①－(1)長岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく一般廃棄物の発生抑制の推進を参照(8 ページ)

イ 収集運搬体制の整備

第1節－施策の方向2－施策①－(4)－ア 全市域統一の分別収集体制を参照(9 ページ)

ウ 適正処理困難物の処理体制の確立

使用済み乾電池の分別収集

乾電池に含まれる水銀を適正に処理するため、昭和 59 年から回収ボックスによる収集を始め、平成 20 年 4 月からはごみステーション収集を実施しています。

令和 3 年度の回収量は 68.56 t で、これまでの累計は約 1,178 t にも及びます。なお、現在販売されている乾電池には、水銀は含まれていません。

エ リチウムイオン電池等発火物の収集体制の確立

リチウムイオン電池等の分別収集

収集車両やごみ処理施設の火災事故を防止するため、令和 2 年 3 月からリチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、電子たばこ、モバイルバッテリーのごみステーション収集を実施しています。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理及び新たな処理施設の整備

ア 新最終処分場の建設

市内 4 カ所にある最終処分場の残余年数がわずかとなるため、柿町にある現最終処分場（第一期埋立地）の隣に新たな処分場（第二期埋立地）を平成 29 年度より 4 年間にわたり整備しました。

この新処分場は、埋立地を屋根で覆う被覆型とし、さらに浸出水処理水を下水道に放流することで、地元の安全・安心を確保したクローズド型の施設です。令和 3 年 3 月 15 日に竣工しました。

イ 新ごみ処理施設の建設

「持続可能な循環型社会の構築」に大きな役割を担う施設として、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを有効活用する高効率発電システムを備え、不燃・粗大ごみに含まれる資源物についても高純度での回収を可能とした、エネルギーの有効利用の促進と環境負荷の低減を図る新しいごみ処理施設の整備に令和 2 年 3 月から着手しています。

施策② 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理施設の適正管理

ア 最終処分場の監視

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場(3か所)について、公害防止等に関する協定を締結し、法令よりも厳しい基準を設けて監視を行うとともに、廃棄物の適正な受入れについても監視を行っています。

イ 長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議の開催

産業廃棄物処理業者、地元住民及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況などの情報交換を行っています。

(2) P C B 廃棄物の適正処理



P C B (ポリ塩化ビフェニル化合物)は電気機器の絶縁油などに利用されてきましたが、毒性を有し、現在では製造・輸入が禁止されています。市では、市有施設で使用していたP C B含有蛍光灯安定器等の取り替えを行い、令和3年度末現在でP C B廃棄物等472個を厳重に保管しています。

令和3年度は、法律に基づき、保管していた224個の無害化処理を国が指定する処理業者に委託しました。

(3) アスベスト廃棄物の適正処理

ア 県と連携した飛散防止対策

第3節ー施策の方向5ー施策①ー(2)ーア 県と連携した飛散防止対策を参照(25ページ)

イ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成

第3節ー施策の方向5ー施策①ー(2)ーイ 一定規模以上の民間建築物のアスベスト除去等改修工事に対する助成を参照(26ページ)

ウ 県と連携したアスベスト廃棄物の適正処理の推進

大気汚染防止法に基づき建築物等の解体等の作業を行う場合は、当該建築物等にアスベストが使用されているかどうかの事前調査を実施し、解体などの作業時には飛散防止対策をとるよう、県と連携しながら周知しています。

施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

(1) クリーン作戦の推進

ア クリーン作戦の実施

長岡地域では、昭和 60 年から春と秋の年 2 回、町内会や商店街組合及び公共施設管理者等の協力のもと、クリーン作戦を実施しています。公園や道路側溝などを清掃し、まちの美化を図るもので、令和 3 年度は町内会の 54.8% が実施し、この活動により 359 t のごみや泥を除去しました。

また、長岡地域以外でも合併以前から各地域の実情に合わせて様々なクリーン作戦を実施しています。

イ 資源回収団体の支援

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成を参照(11 ページ)

(2) 地域の美化及び不法投棄の監視



ア 不法投棄防止パトロールの強化

不法投棄を許さない地域環境づくりを進めるため、町内会などの協力を得ながら、啓発看板の設置や投棄物の撤去作業などを実施しました（令和 3 年度長岡市全体の撤去量：不燃物 3,496 kg、可燃物 250 kg）。

また、平成 23 年度より民間警備会社に委託して、市内 34 箇所を昼夜不定期に巡回しています。

このほか、長岡地域では、平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」にある環境美化重点地区制度として設けた「成願寺町・栖吉町環境美化重点地区連絡会議」で、地元町内会、新潟県、長岡警察署及び市が協働で夜間パトロール等の防止活動や撤去作業を実施しました。

平成 29 年 7 月に長岡市と日本郵便株式会社との間で「長岡市と市内郵便局の協力に関する協定」を締結しました。本協定に基づき、平成 30 年 12 月 20 日から長岡市内の郵便局で保有する二輪車（254 台）及び四輪車（188 台）に「不法投棄監視協力車」のシールを貼り、不法投棄発見時に市への連絡（令和 3 年度は 3 件）を行うなど、郵便局と連携した不法投棄発生抑止に取り組んでいます。

イ 環境美化推進員活動の推進

平成 16 年 10 月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」に基づき、約 1,800 名の環境美化推進員の方がごみのポイ捨て防止や町内巡視など美しいまちをつくるための活動をしています。

ウ 意識啓発の推進

市政だより、ごみ情報誌による広報や町内会等での研修会などにより、市民の環境美化に対する意識啓発を図っています。

エ ごみステーションの改善

清潔で快適なまちづくりのため、町内会などで設置や修繕を行うごみステーションに対し助成しています。令和3年度は設置375件、修繕30件の申請に対し、10,996千円助成しました。

令和3年度ごみステーション等整備事業補助金交付実績

折りたたみ式ごみ収納枠	補助個数 613 個
その他（ごみ収納施設）	補助個数 103 個

オ 放置自動車の発生防止

平成19年4月に「長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例」を制定し、市の管理する施設や土地に放置された自動車の処理を行っているほか、個人の土地に放置された自動車に対しても、運輸局等へ所有者を照会するなどの支援を行っています。

(3) 空き地の適正管理

「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導しています。

第4節 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

関連する
SDGs の目標



快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積	24.3 m ² /人	27.1 m ² /人 (令和 2 年度※)	維持する	○
都市公園面積	585.21ha	640.15ha	維持する	○

※国等の統計数値を用いて算出するため、最新値は令和 2 年度となる。

施策① 都市緑化の推進

(1) 緑の保全と緑化の推進

ア 吸収源対策としての都市緑化

森林の保全・整備が温室効果ガスの吸収源対策に寄与することから、都市内に緑の空間を創出するため、長岡ニュータウン運動公園の一部などの整備を行っています。

イ 緑化重点地区・公園、緑地の整備



市内の公園(都市公園、児童遊園)は令和 3 年度末現在で 409 か所あり、その面積は 646.33ha です。

主な都市公園としては、悠久山公園(面積 37.31 ha)、信濃川河川公園(26.89 ha)、長岡ニュータウン公園(16.60ha)、国営越後丘陵公園(338.40ha)などがあります。

都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積(令和 2 年度末現在)

区分	面積(m ²)
長岡市	27.1
新潟県	17.1
国	10.7

ウ 道路緑化事業の推進

沿道環境の改善と魅力的な道路景観の形成を図るため、市道において街路樹を整備しました。なお、街路樹の整備は、歩道幅員の広い都市計画道路を中心に行っており、ヤマボウシ、ハナミズキなどを植樹しています。令和 3 年度末現在で、市道において 10,350 本の街路樹を植樹しています。

(2) 市民の緑化活動の推進

ア 花いっぱいフェア、植栽イベントの開催

まちの緑化に対する意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、平成5年から市民の花のプランターブルを、グリーンマーケット、花いっぱい活動の紹介など、花に親しむイベント「花いっぱいフェア」を開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

イ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進

長岡市民防災公園内の長岡市緑花センター「花テラス」では、育苗温室や園芸に関する情報コーナーを備えており、花と緑に関する様々なイベントを展開しています。

また、花いっぱい運動として、「花いっぱいコンクール」の開催、長岡駅前市民プランターブル、町内会への花苗配布事業などを行いました。

施策② 水辺空間の整備

(1) 自然環境に配慮した河川整備の推進

環境に配慮した工法で河川を整備することにより、河床は水生小動物の生息場所になり、護岸は植生が見られ、緑化が図られています。

(2) 親水空間づくり

信濃川は、長生橋から大手大橋間の右岸及び左岸など緩傾斜地堤防を整備しており、市民に親しまれる親水空間となっています。

施策③ 景観まちづくりの推進

(1) 美しい景観まちづくりによる生活環境の向上、まちの魅力・価値の創出

ア 長岡市景観アクションプランの推進

「長岡市景観アクションプラン」で定める景観形成の方針や各種施策を活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進めています。

イ 景観アドバイザーの活用

一定規模以上の建築行為などには、事前に届出を求め、「景観アドバイザー」による助言・指導を行っています。令和3年度は65件を審査し、建物の色彩や植栽の設置などについて助言を行いました。

ウ アーケードの整備に対する補助

商店街等の振興として、組合等が消費者に便利で快適な買い物の場を提供するために実施するアーケードの整備について補助を行っています。

エ 広告物・街路・屋外照明等の光害対策ガイドラインの周知・利用

道路照明灯の設置にあたっては、道路照明灯設置基準によるほか、個別事情に応じて遮光板等を設置するなど光害対策に努めています。

(2) 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

景観まちづくり市民団体の認定

市民の自主的な活動を支援するため、良好な景観の形成に貢献する活動を行う団体を「景観まちづくり市民団体」として認定する制度を設けています。

(3) 景観資源を活かした街なみ環境整備の推進

ア 歴史的な街なみ環境の整備

「街なみ環境整備事業計画」に基づき、魅力ある街なみを形成するため、市民や事業者との協働により、歴史的建築物や史跡、伝統的文化などの地域資源を有効活用した、テーマ性のある街なみ整備を推進しています。

イ 景観意識の高揚

令和3年度は、建築物を「つくる」人をターゲットに、これまでに届出を受けた建築物のうち、景観に配慮されたものを紹介するパンフレットを発行しました。

ウ 景観形成地区、景観形成重点地区の指定

地域の特性を活かした景観まちづくりを進めるため、住民活動の取組状況に応じた段階的な地区指定制度を設けています。

エ 馬高・三十稻場遺跡、八幡林官衙遺跡等の環境整備

縄文時代の大集落跡である馬高・三十稻場遺跡を、縄文文化と触れ合える史跡公園とする整備を進めています。

オ 文化財の保護、管理

貴重な文化財を後世に伝えていくために、指定文化財や埋蔵文化財、文化的景観などの調査を行い、その調査成果をもとに、文化財の適切な管理や保存事業を進めています。

カ 史跡ルートの整備

戊辰史跡をはじめとする史跡への案内看板を設置し、適切な維持管理を行っています。また、観光パンフレットに史跡案内や周遊ルートを掲載し、周知を図っています。

キ 歴史的建造物の保存・活用

市内の歴史的建造物について調査を進めています。平成23年度末までに長岡市全域の合計3,455件について調査しました。

この中から、長岡らしさや長岡を代表することなどを基準にして選ばれた建造物を、登録有形文化財（文化財保護法に規定）に令和3年度末までに31件を推薦しています。

施策の方向 12 環境に配慮した土地利用と開発の推進

関連する
SDGs の目標



土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 26 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 7 年度)	達成 状況
農地面積 (国土利用計画)	185. 90km ²	181. 40km ²	183. 36km ²	▼
森林面積 (国土利用計画)	437. 60km ²	437. 68km ²	437. 75km ²	△

施策① 適正な土地利用

(1) 持続的な土地利用の促進

ア 国定公園・県立自然公園

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－ア 国定公園・県立自然公園を参照(13 ページ)

イ 自然（緑地）環境保全地域の保全

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－イ 自然（緑地）環境保全地域の保全(14 ページ)

ウ 棚田の保全・活用

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－イ 棚田の保全・活用を参照(16 ページ)

エ グリーン・ツーリズムの推進

第2節－施策の方向3－施策③－(2)－ア グリーン・ツーリズムの推進を参照(17 ページ)

(2) 森林や農地の適正保全及び計画的な土地利用

ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(6 ページ)

イ 環境保全型農業の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(2)－ア 環境保全型農業の推進を参照(16 ページ)

ウ 持続可能な農業の展開

第2節－施策の方向3－施策②－(3)持続可能な農業の展開を参照(16 ページ)

エ 里山の保全の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－ア 里山の保全の推進を参照(15 ページ)

(3) コンパクトなまちづくり

今後の市街地形成や、都市施設の在り方など、まちづくりの方針を総合的・体系的に定めた「都市計画マスタープラン」を令和3年3月に改定しました。

このマスタープランでは「住居系」、「商業系」、「工業系」の土地利用方針とともに、「安全・安心で、持続可能なコンパクトなまち」の推進に向けて、遊休地の土地利用転換に向けた方針を示しています。

(4) 環境に配慮した土地利用

ア 用途地域の適正配置、地区計画制度の活用

都市計画マスタープランの土地利用の方針に基づき、具体的な用途地域の決定・変更、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

イ 快適な田園居住地の形成

農村集落における地域コミュニティの維持と快適な田園居住地の形成に向けて、「市街化調整区域地区計画」の制度を活用しながら、必要最小限の開発を行っています。

施策② 自然環境と調和する開発

(1) 都市地域と農業地域等総合調整の促進

自然環境等に与える影響や開発規模が必要最小限となるよう関係機関と調整し、平成30年3月に長岡北スマート流通産業団地地区を市街化区域に編入しました。

(2) 大規模開発事業の適正運用及び環境配慮の促進

ア 環境アセスメント等の適正運用

県では、大規模な開発行為などによる環境影響を事前に調査・予測し、その結果を基に環境保全措置を含む事業計画を事業者が検討するよう、新潟県環境影響評価条例を設けています。

イ 開発行為に対する事前協議による指導

都市計画法に基づく「開発許可制度」や「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に基づき、適切な開発指導を行っています。

特に開発に伴う市街地環境への配慮事項としては、周辺の土地利用の状況を十分に勘案し、所要の面積の公園・緑地等を整備するよう開発者と協議を進めています。

ウ 大規模開発行為の事前協議による指導

大規模開発行為の許可については県の所管業務であり、県は、県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的として関係市町村から事前に意見を聴取しています。

市では、開発行為を行う際に必要な公共施設の整備の義務付けや技術基準、立地基準等を整理し、事前協議による指導を行っています。

エ 林地開発許可制度の適正運用

林地開発許可は県の所管事業であり、適切な林地開発が行われるよう森林法に基づいて運用しています。市では、この許可申請の段階で周辺地域に及ぼす影響について総合的見地から県へ答申しています。

オ 環境保全に関する協定の締結

大規模な開発事業を実施するときは、自然との調和、自然環境の保全を図るため、事業者との間で環境保全協定を締結しています。

第5節 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

施策の方向 13 人づくりの推進

関連する
SDGs の目標



環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関する情報を収集・提供するための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比: 維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4 回	14 回	増加させる	○
環境に関する出前講座の実施回数(市民・事業者向け)	25 回	4 回	29 回	▼
自然観察会等の実施回数	129 回	104 回	維持する	▼

施策① 啓発事業の推進

(1) 啓発事業の実施

ア 日常における環境配慮指針の周知

第4次長岡市環境基本計画(平成30年3月策定)では、良好な環境を将来の世代へ引き継ぐため、私たちが取り組むべき「環境配慮指針」を設け、市ホームページや市有施設に本計画と概要版を設置するなど周知を図りました。

イ 環境月間行事の充実



環境に関する認識を深めるとともに、環境保全の取り組みを促進するため、環境月間である6月にCOOL CHOICEやエコドライブの推進を市民に呼び掛ける啓発事業を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大防止により、新潟県の「ライトダウンキャンペーン in にいがた」は中止となり、当市でも新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

ウ 各種啓発事業の実施

市民の皆さんに楽しみながら環境について関心を持つもらうため、各種啓発事業を実施しています。令和3年度は、次表の事業を実施しました。

事業名	内容	実施日	参加人数
花いっぱいフェア	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止	—	—
エコロジー標語コンクール	市内小・中学校に通う児童・生徒を対象に環境保全に関する標語を募集。入賞作品18点を市有施設、「長岡市ごみ情報誌」等で発表するとともに、金賞受賞作品を用いたステッカーを公用車に貼付し啓発をした。	7月1日(木)～3月31日(木)	859人

工 環境関連パンフレット、DVD教材等の作成

ごみと資源物の分別方法とごみ処理の様子などをわかりやすく紹介するDVD「家庭ごみの分け方と出し方」を町内会や学校の教材としても随時貸出しを行っています。

オ クールシェアの推進



市では、家族でひとつの部屋に集まることや公共施設の利用等により、一人ひとりが使うエアコンの台数を減らして、涼しさを共有するクールシェアを推進しています。



(2) 自然環境の保全活動や自然体験イベント等の実施

ア 自然観察会等の実施・開催

第5節－施策の方向 13－施策①－(2)－ア 自然観察会等の実施・開催を参照(15 ページ)

イ 保育園・幼稚園でのグリーンカーテンの栽培



子どもたちの環境保全意識を醸成するため、公立保育園・幼稚園を対象にグリーンカーテン体験事業を行っています。

令和3年度は市立幼、保育園 16 園につる性植物の種・苗と必要な物品を配布し、グリーンカーテンを栽培しました。また、育てた植物の収穫やゴーヤの実食などの食育を通してグリーンカーテンの効果を体験しました。

ウ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進

第2節－施策の方向3－施策③－(2)－イ 東山ふれあい農業公園やふるさと体験農業センターの利用促進を参照(17 ページ)

エ ふれあい林業事業

都市部の住民とのふれあいを通し林業への理解を深め、林業の活性化を図るため実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、例年「みしま産業まつり」において、中越よつば森林組合と協力して実施していた木工教室は中止しました。

施策② 環境教育の推進

(1) 子ども達への環境学習の場の創出

ア 小・中学校での教育課程における環境学習の取り組み

各学校では、環境教育を年間教育計画に位置付け、教育活動全体の中で自然体験活動や環境保全に関する学習を計画的・継続的に実施しています。

①社会科副読本の環境学習項目の充実

小学校3・4年使用の社会科副読本「わたしたちのまち長岡」の学習項目に『くらしのなかのごみと水』を設けています。ごみの学習では、ごみの減量化や分別収集等について、また、水の学習では、浄水や節水についての学習を行い、環境学習を推進しています。

この副読本は3年おきに改訂しており、令和3年度は平成31年度版を使用しました。長岡市で1日に出るごみの量の移り変わり、ごみ分別の市内統一化、生ごみバイオガス化事業などについて詳しく記述しています。また、見出しを『ごみをへらそう、見直そう』として、もったいない意識の醸成とごみを増やさない3R（リデュース、リユース、リサイクル）といった児童にできる取り組みや、『環境にやさしいまちづくり』として、長岡市の3つの新エネルギー（地場産の天然ガス、バイオマス資源、太陽エネルギー）を紹介するなど、環境学習の充実に努めました。

②地域の自然を生かした特色ある環境学習の取り組み

栖吉川など学区を流れる河川などで、指標生物の生息状況を調査し、過去のデータと照らし合わせ、河川環境の変化と保全などについて学びました。生物と水の環境について学ぶ学校があります。

③環境と人権を守る取り組み

環境学習、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間と関連を図り、新潟水俣病について学び、環境と人権を守るために「自分たちができること」について学んでいます。

④窓際植生への取り組み

夏場の学習環境の改善、節電、自然環境保全への意識を高める環境教育の一環として、窓際植生（グリーンカーテン）に取り組む学校があります。

イ 地球温暖化対策講座の実施



地球温暖化の基本的な知識と関心を醸成し、家庭で地球温暖化対策に取り組む行動をとつてもらうことを目的に「地球温暖化対策講座」を実施しています。

令和3年度は、小学校4～6年生及びその保護者を対象に14校で実施しました。講座では、地球温暖化の基本的な情報を伝えるほか、間伐材を使ったマイ箸づくりなどの体験講座を通じて、家庭でできる地球温暖化防止の取り組みなどを紹介しました。



地球温暖化対策講座

(2) 市民・事業者の環境保全に対する意識の醸成

ア 市政出前講座の実施



市民・事業者の環境保全に対する意識の醸成を図るため、環境に関する市政出前講座を実施しています。

講座名	開催日	参加者数
みんなで防ごう！地球 温暖化	6月28日（月）	4人
	10月5日（火）	254人
ごみの分け方・出し方出 前講座	4月～令和4年3月（2回）	延べ35人

イ ごみ処理施設等の見学会の実施

例年、市内の小学校の社会科授業や中学校、高校の総合学習など学校関係及び一般の団体が寿・鳥越クリーンセンターごみ処理施設、リサイクルプラザ、生ごみバイオガス発電センター等を見学し、3Rを始めとした環境問題を考えるきっかけになっています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんど見学を行うことができませんでしたが、一般の団体8件・32人が生ごみバイオガス発電センターのみを見学しています。

ウ 自然観察会・展示会の実施・開催

第5節－施策の方向13－施策①－(2)－ア 自然観察会等の実施・開催を参照(15ページ)

施策③ 環境情報の収集と提供

(1) 市の広報誌、ホームページ、SNS等の活用による情報提供

ア ごみ情報誌等による3R等の意識啓発

ごみの減量・リサイクルの必要性について市民や事業者から理解を深めてもらうため、「ごみ情報誌」を発行しています。令和2年度は11月、3月の計2回発行し、市政だよりとともに全戸配布し、ごみ処理の現状をお知らせするとともに、資源物の拠点回収の利用などごみ削減への啓発や生ごみの分別方法を掲載して、3Rの意識啓発を図りました。

イ 節電啓発に関する取り組み

市民や事業者から節電に関する取り組みを進めていただくため、環境月間である6月に、市政だよりや市ホームページを通じて節電の啓発をしました。

ウ 環境関連パンフレット、DVD教材等の作成

第5節－施策の方向13－施策③－(1)－ウ 環境関連パンフレット、DVD教材等の作成を参照(55ページ)

エ 長岡市ホームページ等による情報の提供・市民意見の聴取

環境保全対策に係る計画や環境啓発事業、自然環境保全、公害規制、公害等の調査、地下水保全など、環境に関する情報を市の広報誌やホームページ、SNS等において情報発信しています。

また、「環境に関する年次報告書」では、「長岡市環境基本計画」の進捗状況を公表するとともに、市民のみなさんから意見を募るため巻末に意見書用紙を付しています。

(2) 国、県等の行う調査研究に対する協力

市では、信濃川水系の市町村によって構成される「信濃川を守る協議会」の幹事市として長岡ブロック内の連絡調整や、県と高速自動車道沿線の市町村によって構成される「新潟県高速道路交通公害対策協議会」を通じて騒音対策の要望など、広域的な取り組みを行っています。

施策の方向 14 市民、事業者、NPO等の参画と協働

関連する
SDGs の目標



市民、事業者、NPO等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

項目名	基準値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 9 年度)	達成 状況
官民協働で行う 環境イベントの開催回数	2回	2回	3回	□

施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進

(1) 環境配慮指針の周知による環境保全意識の醸成

第5節－施策の方向13－施策①－(1)－ア 日常における環境配慮指針の周知を参照(54 ページ)

(2) 市民、地域、NPO等の環境保全活動の支援

ア 資源回収団体の支援

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ア 集団資源回収の推奨、資源回収団体への支援、資源回収業者の育成を参照(11 ページ)

イ 家庭用生ごみ処理器の設置補助

第1節－施策の方向2－施策①－(5)－イ 家庭用生ごみ処理機の設置補助を参照(11 ページ)

ウ こどもエコクラブの育成

(公財)日本環境協会は、小中学生が主体的に行う環境学習や環境保全に関する活動を支援する「こどもエコクラブ」事業を行っています。

市は、協会とこどもエコクラブ登録団体間の連絡調整を行っています。

市内では、4 クラブ 91 人が登録しており、令和 3 年度はこどもエコクラブに登録している市内小学校 4 年生が、総合の学習で環境について取り組んできたことが、「週刊県政ナビ」に取材され、令和 4 年 4 月 10 日に放送されました。

エ 緑の少年団の育成

自然に親しみ、緑を守り、緑を育てる思想を啓発し、心豊かな人間に育っていくことを目的に緑の少年団を育成しています。市内では、長岡市緑の少年団、山古志緑の少年団、かみしお緑の少年団、かわぐち緑の少年団の 4 団体が結成されており、緑化活動等への支援を継続して行っています。

オ 中古衣料品即売会への支援

家庭で眠っている贈答品や中古衣料品を活かすため、中古衣料品即売会を開催しています。この即売会は、長岡市消費者協会の主催により年1回開催されるもので、市消費生活センターも協力しており、令和3年度は10月に実施しました。

カ 多面的機能支払交付金事業による支援

第2節－施策の方向3－施策②－(2)－イ 多面的機能支払交付金事業による支援を参照(15ページ)

キ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進

第4節－施策の方向11－施策①－(2)－イ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進を参照(49ページ)

ク 環境保全活動の共同実施

第1節－施策の方向2－施策①－(6)－ウ 環境保全活動の共同実施を参照(11ページ)

(3) 環境保全に対する市民の意識の醸成

第3節－施策の方向 10－施策③－(1)－ア クリーン作戦の実施を参照(46ページ)

(4) 事業活動における環境保全対策の取組支援

ア 省エネルギー設備等の製品開発補助

第1節－施策の方向1－施策①－(2)－ア 脱炭素、再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品開発補助を参照(4ページ)

イ ノーマイカーデーの実施

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ア ノーマイカーデーの実施を参照(5ページ)

ウ 公用車への低公害車の普及促進

第1節－施策の方向1－施策①－(3)－ウ 公用車への低公害車の普及促進を参照(5ページ)

(5) 事業者によるエコビジネスの支援

第1節－施策の方向2－施策②－(1)グリーン購入の推進を参照(12ページ)

(6) 環境保全に取り組む事業者のネットワークづくり

ア 官民一体のイベントの開催



令和3年度は、市内小学校に通う5、6年生を含む家族を対象に、地球温暖化とSDGsについて、市内企業見学や長岡技大留学生との交流を通じて身近な目線、広い目線の両方で環境に対して考える内容の講座を実施しました。

イ 環境保全に取り組む事業者との連携・情報交換

中越地区においては、「中越地区環境保全協議会」、「中越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会」などに加入し、構成員相互の研修や情報交換等を行っています。

(7) 事業者向けセミナー等の開催



令和3年11月19日（金）に新潟県産業資源循環協会長岡支部及び中越地区環境保全協議会との共催により、合同研修会を開催しました。

「2050年脱炭素社会の実現に向けて」をテーマに講演が行われ、協議会員をはじめ102名の参加がありました。

(参考資料1) 評価指標の達成状況一覧【31項目】

【達成状況】達成 ○、基準年度比：維持 □、向上 △、低下 ▼							
	項目名	現状値 (基準年度)	年度実績 R 3	目標値 (目標年度)	達成状況	該当頁	
I 低炭素・資源循環型のまち							
施策の方向1 地球温暖化対策の推進					関連する SDGsの目標		
1	長岡市域における温室効果ガス排出量	2,449,000 t-CO2 (H19年度)	2,212,000t-CO2 (令和元年度) ※国等の統計数値を用いて算出するため、最新値は令和元年度となる。	中期目標 (R2年度) 1,800,000t-CO2 長期目標 (R32年度) 383,000t-CO2	△	3	
2	市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	79,826t-CO2 (H29年度)	65,452 t-CO2	77,032t-CO2 (R4年度)	○		
施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進					関連する SDGsの目標		
3	市全体のごみ排出量	88,400 t/年 (H28年度)	85,009t/年	79,300 t/年 (R9年度)	△		
4	市民1人1日当たりのごみ排出量	884 g/人・日 (H28年度)	888g/人・日	867 g/人・日 (R9年度)	▼		
(▼理由) 断捨離などにより、燃やさないごみと粗大ごみの排出量が増えており、1人1日当たりにするとごみ排出量が増加している。広報誌等による市民への啓発を行っていく。							
5	一般廃棄物におけるリサイクル率	24.7% (H28年度)	24.2%	27.5% (R9年度)	▼		
(▼理由) 集団回収の減少により、資源物収集量が減っているため、リサイクル率が低下している。広報誌等による市民への啓発を行っていく。							
6	市のグリーン購入達成率	76% (H28年度)	65.9%	100% (R9年度)	▼		
(▼理由) 毎年国が公表している「環境物品等の調達に関する基本方針」の全般的な周知不足が原因と考えられる。今後は職員ポータルでの周知等さらなる発信と、現在は国が定める「調達基本方針」に準じて環境物品の調達を行っているが、来年度改定の地球温暖化対策実行計画をもとに市独自の調達方針の作成を検討する必要がある。							
II 人と自然が共生するまち							
施策の方向3 自然環境の保全と活用					関連する SDGsの目標		
7	森林整備面積	32.6ha (H28年度)	31.54ha	増加させる (R9年度)	▼	7	
(▼理由) ①搬出間伐について、施業を予定していた3地区のうち1地区について、所有者の同意が得られず着手が困難になったこと②下刈について、植栽木の成長が良く、施業の必要性が無くなつたため③森林作業道について、搬出間伐の事業量の減少に伴う、開設延長が減少したため上記、3つの理由から森林整備面積が6.77ha、令和2年度と比較して減少した。今後は、適切な森林整備を実施し、増加させる方向である。							
8	野外レクリエーション施設数	23か所 (H29年度)	23か所	23か所 (R9年度)	○		
9	GAP（農業生産工程管理）の認証件数	個人認証：5農場 団体認証：2団体 (8農場) (H29年度)	個人認証：3農場 団体認証：2団体 (8農場)	個人認証：10農場 団体認証：2団体 (18農場) (R9年度)	▼		
(▼理由) 内容が多岐に渡ることに加え、費用負担があるなど、農業者負担が大きいが、市単事業の「長岡市農業生産工程管理推進事業補助金」を活用し、GAPの取得を推進することで維持した。農業者に対する周知、取得に向けた支援（指導者育成等）を引き続き行っていく。そして、市単事業により、GAPの普及を継続していく。							
施策の方向4 生物多様性の保全・管理					関連する SDGsの目標		
10	トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26羽 (H28年度までの累計)	49羽 (R3年度までの累計)	50羽 (R9年度までの累計)	△	19	
11	サル情報メールの登録者数	45人 (H29年度)	68人	増加させる (R9年度)	○		
III 環境汚染のない安全なまち							
施策の方向5 大気汚染・悪臭の防止					関連する SDGsの目標		
12	大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ 非達成 (H28年度)	光化学オキシダントのみ 非達成	すべての項目で達成 (R9年度)	□	22	
13	大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32件 (H28年度)	42件	減少させる (R9年度)	▼		
(▼理由) 大気汚染・悪臭苦情の大部分を占める野焼きがいまだに絶えないため、苦情の減少に至っていない。引き続き、野焼き行為の禁止を広く啓発し、野焼き行為者に対してはごみの適正処分を促すことで、苦情の減少を図る。							
施策の方向6 水質汚濁の防止					関連する SDGsの目標		
14	汚水処理人口普及率	97.2% (H28年度)	98.3%	100% (R9年度)	△	29	
15	河川における環境基準等達成率 (BOD)	93.3% (H28年度)	92.3%	100% (R9年度)	▼		
(▼理由) 環境基準等の超過した地点の要因の一つとして、工場・事業場からのBODの高い排水による影響が考えられる。上流に立地する工場・事業場については、引き続き、適正に水質管理を行うよう指導していく。							

【達成状況】達成 ○、基準年度比：維持 □、向上 △、低下 ▼

項目名	現状値 (基準年度)	年度実績 R 3	目標値 (目標年度)	達成状況	該当頁
施策の方向7 土壤環境の保全			関連する SDGsの目標	3 持続可能な 都市と人間 4 経済成長 と社会 不平等の 削減 6 清潔な 水と 衛生 11 持続可能な 都市 と 人間 12 貧困を なくす ために 行動する 14 生物多様性 を 保護する 15 持続可能な 資源の 利用 17 持続可能な 開発 目標	
16 長岡高校地下水位観測井における地下 水の最低水位（地表面下）	17m (H28年度)	24. 40m	維持する (R9年度)	▼	32
(▼理由) 令和3年度は、平成29年度・令和2年度並みの降雪量となり、消雪パイプの使用量が増加したため、地下水位が低下したものと考えられる。今後は、地下水利用者の節水行動につながる効果的な情報発信の方法や、地中熱の利用など地下水の使用を抑制できる消雪設備の可能性について、研究を進めていく。					
施策の方向8 静けさの保持			関連する SDGsの目標	3 持続可能な 都市と人間 4 経済成長 と社会 不平等の 削減 11 持続可能な 都市 と 人間 17 持続可能な 開発 目標	
17 一般環境騒音の環境基準超過地点数	2地点 (H28年度)	3地点	0地点 (R9年度)	▼	36
(▼理由) 超過地点は、いずれも交通量の多い道路に近接して住宅地が立地しており、自動車の走行音の影響を受けやすい地域であると考えられる。現状では、超過地点付近の地域からの苦情は発生していないが、今後も騒音調査を通じて環境基準の達成状況を注視していく。					
18 高速自動車道騒音の環境基準超過地点 数	0地点 (H28年度)	0地点	0地点 (R9年度)	○	
19 騒音に関する公害苦情処理件数	18件 (H28年度)	18件	減少させる (R9年度)	□	
施策の方向9 化学物質による環境汚染の防止			関連する SDGsの目標	3 持続可能な 都市と人間 4 経済成長 と社会 不平等の 削減 6 清潔な 水と 衛生 11 持続可能な 都市 と 人間 12 貧困を なくす ために 行動する 14 生物多様性 を 保護する 17 持続可能な 開発 目標	
20 魚類へい死等の環境汚染事案の発生件 数	1件 (H28年度)	0件	0件 (R9年度)	○	41
21 ダイオキシン類の環境基準達成率（河 川水）	100% (H28年度)	100%	100% (R9年度)	○	
施策の方向10 廃棄物の適正処理			関連する SDGsの目標	3 持続可能な 都市と人間 4 経済成長 と社会 不平等の 削減 9 清潔な エネルギー 11 持続可能な 都市 と 人間 12 貧困を なくす ために 行動する 14 生物多様性 を 保護する 17 持続可能な 開発 目標	
22 一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦 情処理件数	66件 (H28年度)	32件	30件 (R9年度)	△	43
23 市有施設におけるP C B廃棄物保管量	1203個 (H28年度)	472個	0個 (R9年度)	△	
IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち					
施策の方向11 快適で魅力的なまちの創造			関連する SDGsの目標	6 清潔な エネルギー 14 生物多様性 を 保護する 15 持続可能な 都市 と 人間 17 持続可能な 開発 目標	
24 都市計画区域内人口1人当たりの都市 公園面積	24. 3m ² /人 (H28年度)	27. 1m ² /人 (令和2年度)	維持する (R9年度)	○	48
25 都市公園面積	585. 21ha (H28年度)	640. 15ha	維持する (R9年度)	○	
施策の方向12 環境に配慮した土地利用と開発の推進			関連する SDGsの目標	6 清潔な エネルギー 11 持続可能な 都市 と 人間 15 持続可能な 都市 と 人間 17 持続可能な 開発 目標	
26 農地面積（国土利用計画）	185. 90km ² (H26年度)	181. 40km ²	183. 36km ² (R7年度)	▼	52
(▼理由) 市街化区域の拡大や開発等に伴う農地転用により、目標値の達成が困難となっている。 市街化区域の拡大を抑制し、既成市街地の有効活用と低未利用地の解消を図ることで農地・森林を保全し、環境に配慮した土地利用を行う。また、市街化区域内の農地についての活用・保全を検討する。					
27 森林面積（国土利用計画）	437. 60km ² (H26年度)	437. 68km ²	437. 75km ² (R7年度)	△	
V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり					
施策の方向13 人づくりの推進			関連する SDGsの目標	4 教育・学習 機会 12 清潔な エネルギー 13 経済的 機会 17 持続可能な 開発 目標	
28 学校での地球温暖化等に関する出前講 座の実施回数	4回 (H28年度)	14回	増加させる (R9年度)	○	55
29 環境に関する出前講座の実施回数 (市民・事業者向け)	25回 (H28年度)	4回	29回 (R9年度)	▼	
(▼理由) 新型コロナウイルスの影響で、出前講座の実施回数が激減した。					
30 自然観察会等の実施回数	129回 (H28年度)	104回	維持する (R9年度)	▼	
(▼理由) 新型コロナウイルスの影響で、学校等からの依頼件数が減少したため。					
施策の方向14 市民、事業者、N P O等の参画と協働			関連する SDGsの目標	4 教育・学習 機会 12 清潔な エネルギー 13 経済的 機会 17 持続可能な 開発 目標	
31 官民協働で行う環境イベントの開催回 数	2回 (H28年度)	2回	3回 (R9年度)	□	61

(参考資料2) 長岡市の環境行政の推移

年月日	事項
昭和 41 年 11 月 1 日	公害の窓口開設「雪害対策課」で担当
42. 4. 1	機構改革により「市長公室調査課調査係」で担当
44. 6. 20	騒音規制法による騒音指定地域に指定される
45. 5. 1	長岡市公害防止施設改善資金融資制度を制定
45. 8. 22	長岡市公害問題研究委員会発足
46. 4. 1	機構改革により「環境をよくする部公害をなくする課」で担当
46. 5. 25	信濃川、渋海川が水域類型指定される
46. 12. 28	水質汚濁に係る環境基準告示される
47. 7. 15	「公害をなくする課試験室」で分析開始
48. 5. 8	大気汚染に係る環境基準告示される
48. 7. 1	悪臭防止法による悪臭規制地域に指定される
50. 4. 1	機構改革により「公害・交通課公害係」で担当
50. 6. 2	長岡市地下水対策協議会発足
50. 7. 29	新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示される
51. 7. 28	中越地区水資源対策協議会発足
52. 4. 30	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定される
52. 11. 15	「公害・交通課試験室」を第一下水処理場水質試験室内に移す
53. 4. 1	振動規制法による振動指定地域に指定される
53. 4. 28	猿橋川が水域類型指定される
54. 4. 1	機構改革により「企画開発部企画課公害係」で担当
54. 8. 3	公害対策基本法に基づく、騒音に係る環境基準の地域類型指定される
57. 7. 1	新潟県公害防止条例の一部改正により、深夜営業騒音が規制される
57. 8. 1	新潟県公害防止条例の一部改正により、悪臭規制地域に指定される
58. 4. 1	機構改革により「市民部生活課公害係」で担当
61. 3. 29	長岡市地下水保全条例を制定
62. 4. 1	機構改革により「市民環境部生活課公害係」で担当
平成 3. 8. 23	土壤の汚染に係る環境基準が告示される
5. 3. 8	水質汚濁に係る環境基準一部改正される
5. 4. 1	機構改革により環境保全に関する業務等を、「環境調整室」で担当
5. 7. 30	長岡市環境問題検討委員会発足
5. 11. 19	環境基本法公布・施行される
6. 2. 21	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正される
7. 4. 1	機構改革により「環境部環境対策課」で担当
8. 2. 19	「長岡市環境基本計画」を策定
8. 12. 20	「長岡市環境基本条例」公布・施行
9. 4. 1	長岡市環境審議会発足
10. 4. 1	機構改革により「環境部環境政策課」で担当
11. 4. 8	「環境保全のための長岡市役所行動計画」策定、6月1日から実施
14. 3. 22	「長岡市地球温暖化対策実行計画」及び「グリーン購入基本方針」を策定し、4月1日から実施
14. 3. 31	中越地区水資源対策協議会解散
14. 3. 19	黒川水系の環境基準がB類型に指定される
15. 3. 31	「長岡市環境基本計画」を一部改訂
16. 3. 26	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
17. 3. 22	「長岡市希少生物の保護等に関する条例」を制定
18. 1. 1	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
18. 3. 6	「長岡市地域新エネルギービジョン」を策定
18. 8. 30	国土交通省よりCNG車普及促進モデル地域指定を受ける
19. 4. 1	特例市移行に伴い水質汚濁防止法、土壤汚染対策法が県から事務委譲される
20. 2. 21	「長岡市地球温暖化対策実行計画(第2次)」を策定
20. 3. 31	「長岡市環境基本計画(第3次計画)」を策定
20. 12. 19	国のトキ分散飼育地に決定

年 月 日	事 項
23. 3. 31	「長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定
23. 10. 11	「長岡市トキ分散飼育センター」でトキの分散飼育を開始
24. 3. 20	「長岡市トキと自然の学習館」開設
25. 7. 1	「生ごみバイオガス発電センター」の稼働を開始
26. 3. 31	「長岡市地球温暖化対策実行計画（第3次）」を策定
26. 9. 30	「長岡市地下水保全条例」を一部改正
30. 3. 28	「第4次長岡市環境基本計画」を策定
30. 8. 18	「長岡市トキと自然の学習館　トキみへて」でトキの一般公開を開始
31. 3. 31	「第4次長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定

*コピーしてご提出ください。

※この「環境に関する年次報告書」について皆様の御意見、ご感想をお寄せください。

「環境に関する年次報告書」についての意見書

令和 年 月 日

長岡市長様

住 所

氏 名

電 話

(匿名でも結構です)

1. 下記の設問にお答えください。

問1 あなたの年齢を教えてください。

ア ~19歳 イ 20代 ウ 30代 エ 40代 オ 50代 カ 60歳~

問2 掲載している表やグラフ、言葉の表現などの内容について

ア わかりやすい イ 普通 ウ わかりにくい ⇒問2-2へ

問2-2 わかりにくい所を教えてください。



問3 文章の構成について

ア 読みやすい イ 普通 ウ 読みにくい ⇒問3-2へ

問3-2 読みにくい所を教えてください。



問4 あなたが本書の中で興味を持った（持っている）ことはなんですか。

問5 実施状況について、もっと詳しく知りたいことがあれば、教えてください。

2. 御意見記入欄(質問等があれば、併せて記入してください)

● 「環境に関する年次報告書」についての意見書について

この意見書は、長岡市環境基本条例第9条第2項の規定により、年次報告書の公表に際し市民等の方々から御意見をいただき、市の環境施策に反映させるものです。

長岡市の環境施策に関するお気づきの事がありましたら、意見書をご提出ください。今後の参考とさせていただきます。

● 提出先 長岡市環境部環境政策課

郵送先 〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号 長岡市環境部環境政策課

FAX番号 0258-24-6553

メールアドレス kankyo@city.nagaoka.lg.jp

本報告書に掲載している施策の一部については、最新の情報を長岡市ホームページで紹介しています。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

- ・環境に関する計画（環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画など）
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/kankyou/index.html>
- ・生ごみバイオガス化事業
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate08/biogas/>
- ・環境に関する補助制度
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate09/kankyo-hojo/>
- ・ごみ・リサイクル
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate08/>
- ・土壤・地下水汚染に関する情報
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate09/kanshi/>
- ・トキ分散飼育事業
http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate09/toki_bunsan/
- ・環境啓発
<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate09/torikumi/>

令和4年版

環境に関する年次報告書

令和4年11月発行

発行 長岡市

編集 長岡市環境部環境政策課

〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号

電話：(0258) 24-0528

FAX：(0258) 24-6553

メールアドレス：kankyo@city.nagaoka.lg.jp

- ・「環境に関する年次報告書」に記載されている事項について、さらにくわしい内容についてお知りになりたい方は、長岡市環境政策課までお問い合わせください。
- ・「環境に関する年次報告書」は、希望者に配付しています。希望する方は、上記宛てに御連絡ください。